ISSN 0917-3889

HOKKAIDO REGIONAL AGRICULTURAL INSTITUTE

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会　報

地域と農業

第106号
Jul.2017
Summer

特集Ⅰ　平成29年度（第27回）通常総会特別講演
特集Ⅱ　力強い北海道農業の構築に向けて 第２回

平成29年度 北海道地域農業研究所通常総会 特別講演

エーコープ
くみあい　高度化成肥料

くみあい　粒状配合（BB）肥料

稔りある大地とともに
ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長　松村　　満

札幌市中央区北４条西１丁目１番地（北農ビル18Ｆ）

ＴＥＬ　代表　(011)222-2444
ＦＡＸ　　(011)232-3597

タネ屋さんに聞いた売れ筋

北海道の菜園向け品種

監修　北海道種苗協同組合
著　安達　英人

種苗店を対象に実施した実態調査を基に、直売所や家庭菜園向けに「売れている野菜品種」を、カラー写真を用い詳しく紹介します。

農業雑誌「月刊ニューカントリー」人気ライター、野菜づくり名人の安達英人さんが、トマト、えだまめなど78品目から約550品種をピックアップし、「トップセラー品種」「定番品種」「これから注目の品種」など分かりやすく解説します。プロから家庭菜園ファンまで役に立つ１冊です。

Ｂ５判　オールカラー　112頁
定価　本体1,333円＋税
送料134円

ご購読申込・お問い合わせは下記へ

株式会社 北海道協同組合通信社 管理部
☎ 011(209)1003　FAX 011(271)5515

e-mail　kanri@dairyman.co.jp
※ホームページからも雑誌・書籍の注文が可能です。
http://www.dairyman.co.jp

地域と農業 Vol. 106

目　次

2　地域農研NOW　総会を終えて～本年度の調査研究も次々にスタート～

4　理事長就任あいさつ、新しい役員体制

6　所長の直言　世界の潮流は「家族農業、協同組合の輝きを増す！」にあり
ー最近のEU・アメリカの選挙結果に思うー
一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長　飯澤理一郎

9　特集Ⅰ　平成29年度（第27回）通常総会特別講演
「農産物・食品における認証制度の国際化：
GAP、HACCP、JFS、JAS、GI
そして東京オリパラ食材調達基準」
東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授　中嶋　康博

35　特集Ⅱ　力強い北海道農業の構築に向けて 第２回
「これからの北海道農業ー生消交流と食育の観点からー」
札幌保健医療大学 保健医療学部栄養学科 教授　荒川　義人

42　レポート　「JAバンク北海道としての
農業融資における取組みについて」
北海道信用農業協同組合連合会 理事JAバンク統括本部長　林　則明

47　Essay　「地恵地楽（ちけいちらく）で地域と関わる」
高木農園　高木　智美

53　研究報告　自主研究「北海道における担い手確保問題と集落機能について」第４回
「北海道における集落対策の課題」
北海道大学 大学院農学研究院 教授　柳村　俊介

59　連　載　わがマチの自慢　No.14　別海町
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員　三津橋真一

67　掲示板・DATA　FILE

地域農研NOW

総会を終えて～本年度の調査研究も次々にスタート

□北農五連委託事業研究班会議（四月一三日、五月九日、五月一〇日、五月十一日、六月九日、六月一六日）

今年度、北農五連から受託した課題について、テーマ別に研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□北海道農業公社委託事業研究班会議（四月一三日、五月一九日、六月六日）

今年度、北海道農業公社から受託した課題について、テーマ別に研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□自主研究「北海道農業における担い手確保問題と集落機能について」研究班会議（五月一八日）

会議開催に併せ、農村社会での地域福祉の在り方に関わる研修会を開催しました。

演題：「北海道の地域福祉の課題とそれに対応した農村社会の在り方」

講師：北星学園大学社会福祉学部　杉岡直人教授

□ホクレン一〇〇年史編纂支援業務に係る研究班会議（五月一八日）

ホクレンから受託した課題の、研究班会議を開催しました。

自主研究研究班会議　5／18

□平成二九年度第一回理事会（五月二五日）

前年度事業報告と役員推薦会議設置及び通常総会開催を決めました。

◎**自主研究「准組合員問題に関する調査研究」現地調査**

（五月九日、六月五日）

地域性を考慮して、選定した二ＪＡを訪問し、取組状況の調査を行いました。

◎**農研機構生研支援センター委託事業の打合せ会議**　**（五月三一日）**

ホクレン・十勝農試との研究コンソーシアムで契約している研究事業について、ホクレン等との研究グループ内で、本年度の取り組みに関する会議を開催しました。

ＪＡさっぽろ　6／5

◎**ＪＡカレッジ委託事業研究班会議**　**（六月六日）**

今年度、ＪＡカレッジから受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

◎**役員推薦会議**　**（六月七日）**

理事の任期満了に伴う改選と監事の辞任に伴う補欠選任として、推薦する候補者を決定し、候補者名簿を理事長に提出しました。

◎**平成二九年度（第二七回）通常総会**　**（六月二六日）**

当日出席　二九会員、書面出席　一七〇会員、合計　一九九会員出席

総会終了後に特別講演会を実施しました。講師は東京大学大学院中嶋康博教授で、演題は「農産物・食品における認証制度の国際化」と題して講演して頂きました。講演会の内容は本号の特集コーナーをご覧ください。

第27回通常総会

特別講演会　講師　中嶋康博氏

◎**第二回、第三回理事会**　**（六月二六日）**

第二回理事会では総会に向けて、任期満了に伴う新理事候補（案）と監事の補欠選任候補（案）選任議案の提出を決め、総会後の第三回理事会では互選により理事長及び業務執行理事を選任しました。

第２回理事会

北海道地域農業研究所の理事長就任にあたって

一般社団法人 北海道地域農業研究所　理事長　小野寺　俊　幸

内田前理事長のあとを受け、このたび理事長に選任されました。

北海道地域農業研究所は農業振興にかかわる諸問題を地域の視点から独自に研究し、ＪＡや行政の地域振興策の樹立と実践を支援するシンクタンクとして設立され、今年で二八年目を迎えます。

さて、ＥＵとのＥＰＡ交渉が、交渉経過の情報が全く提供されない中、大枠合意しました。ソフト系チーズではＴＰＰ合意内容を上回る譲歩を行いました。政府は国内対策を講じる考えですが、ＥＵ産チーズの輸入が増加すれば酪農経営への影響は避けられません。米国との経済対話やＲＣＥＰ、米国抜きのＴＰＰなど、今後の国際交渉への悪影響も懸念されます。国内では、発効が絶望的なＴＰＰの承認案と関連法案が平成二八年十二月に成立しました。ＴＰＰ合意内容が今後の国際交渉のベースラインになるとの不安や懸念が高まっています。加えて、農業競争力強化を目的に農政が見直され、農地・農協制度の改革や農産物種子法の廃止、酪農制度改革などが行われます。その内容は、家族農業経営と協同組合組織の軽視と言えなくもありません。

国連は二〇一二年を国際協同組合年に、二〇一四年を国際家族農業年に定めて、協同組合や家族農業への支援強化を加盟国に求めました。行き過ぎた市場原理主義の是正や疲弊する経済の救済、持続可能な社会の建設には協同組合の存在と発展が不可欠であり、家族農業は世界の飢餓撲滅と天然資源の保全において大きな可能性を有しているからです。

ＪＡグループは、国際家族農業年や国際協同組合年が制定された意義と北海道の取組み実績、及び日本型総合農協の優れた役割と機能に自信を持ち、農業者が自主的に設立した協同組織の原点を忘れずに、農業者の所得向上と地域の活性化のために魅力ある組織づくりと事業強化をいっそう進める必要があります。

そして、国際貿易交渉や急進的な農政改革など農業情勢が不透明感を増す今こそ、地域農業や農業団体等の歴史と実態を踏まえた北海道農業発展の道筋を明らかにすることが重要であり、当研究所のシンクタンクとしての役割発揮が求められています。地域農業・農村が明るく元気になるように当研究所をよろしくお願いし、就任のご挨拶といたします。

新しい役員体制

平成二九年六月二六日の当研究所通常総会及び理事会にて、任期満了により役員が改選され、左記のとおり就任いたしました。

理事長	小野寺 俊幸（新任）	北海道農業協同組合中央会　副会長
副理事長	柿林 孝志（新任）	ホクレン農業協同組合連合会　代表理事副会長
副理事長	飯澤 理一郎	一般社団法人　北海道地域農業研究所　所長、北海道大学名誉教授
専務理事	伊藤 則明	一般社団法人　北海道地域農業研究所　専務理事
常務理事	入江 千晴	一般社団法人　北海道地域農業研究所　常務理事
理事	坂下 明彦	北海道大学　大学院農学研究院　教授
理事	谷本 一志	東海大学　国際文化学部地域創造学科　教授
理事	早崎 優美（新任）	北海道信用農業協同組合連合会　経営管理委員会　副会長
理事	畠山 良一（新任）	北海道厚生農業協同組合連合会　代表理事副会長
理事	箱石 文祥	ホクレン農業協同組合連合会　代表理事常務
理事	北 良治	北海道町村会副会長、奈井江町長
理事	大野 稔彦	公益財団法人　北海道農業公社　常務理事
理事	麻田 信二	生活協同組合　コープさっぽろ　会長
理事	武田 英之	農林中央金庫　札幌支店長
理事	瀧 重之	全国共済農業協同組合連合会　北海道本部長
理事	木下 純宏	全国農業協同組合連合会　総合企画部北海道・東北地区担当部長
代表監事	岡田 恒博（新任）	北海道農業共済組合連合会　会長理事
監事	辻 勇（新任）	北海道農業協同組合中央会　代表監事

所長の直言

世界の潮流は「家族農業、協同組合の輝きを増す！」にあり

―最近のEU・アメリカの選挙結果に思う―

一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 飯澤 理一郎

ポピュリズム・「右翼」政党の命運は尽きたか？

ポピュリズム政党、「右翼」政党の躍進か、と騒がれたEU諸国の選挙もあとはドイツを残すのみとなった。「過半数制覇か？」と噂されたオランダでは自由党は二〇議席（定数一五〇）に止まり、フランスの「ルペン大統領」は幻に終わった。

こうした結果を踏まえ、移民排斥・反移民や反EUを唱える「ポピュリズム・右翼政党の命運は尽きた」などとする論評にもお目にかかるようになったが、果たしてそんなに単純素朴に割り切って良いのであろうか。

確かに政権まで辿り着かなかったとは言え、自由党は二〇と八議席上積みし第二党に躍進し、ルペン候補は決戦で三四％も獲得した。更にフランスの決戦では二五％が棄権し、投票に行ったものの九％近くが白票・無効票を投じた。ルペンに棄権、白・無効を加えれば過半に達しよう。現状に対する不満・批判が渦巻いていることだけは否定すべくもない。

トランプ大統領の誕生には「ラスト・ベルト」に象徴されるような〝社会的許容範囲〟を大きく超えた格差の拡大が強く作用したと指摘されてきた。EUとて同じであろう。ギリシャの財政破綻騒ぎやPIIGS（ポルトガル・イタリア・アイルランド・ギリシャ・スペイン）の債務不履行リスク問題、各国間の経済格差の拡大、失業の拡大、押し寄せる大量の難民問題、そして「テロ発生」の危惧などなどアメリカと五十歩百歩で、とても「不満・批判が収まった」とは言い難い。トランプ当選を一九九九年以降の白人中年（四五～五四歳）の死亡率の上昇

から予測したフランスの家族人類学者エマニュエル・トッドが指摘するように、ポピュリズム・右翼政党の台頭に「置き去りにされた人々」「虐待された労働者」の無念さや怨念が投影されているとしても何ら不思議ではない。とすれば、それらが緩和・解消されなければ「ポピュリズム・右翼政党の命運は尽きた」とはとても言えまい。

「新自由主義」への転換と格差の拡大

さて、いつ頃から、何故、格差は〝社会的許容範囲〟を超えて拡大してきたのであろうか?

格差拡大に道を開いたのは一九八〇年前後のサッチャー・レーガン政権の登場だったような気がしてならない。サッチャー政権はスタグフレーション（不況とインフレの同時進行）に苦しむ中で、「揺り籠から墓場まで」と言われた福祉国家の代表イギリスで誕生した。また、レーガン大統領はアメリカ経済の停滞、インフレの昂進、国際的地位低下の中で登場した。その経済政策は「サッチャリズム」「レーガノミクス」と呼ばれ、大胆な自由化、規制緩和を梃子にインフレを収束させ、景気浮揚を図ろうとするものであった。その理論的バックボーンがミルトン・フリードマンを祖とし、無制限的自由を絶対善とする「新自由主義」であり、「市場万能論」「小さな政府論」だったことは今更言うまでもない。

そして、その国際版がガットのWTOへの発展的転換やメガ、あるいは二国間FTA・EPAの推奨だったのである。一九九三年には〝メガFTA・EPA〟の代表ECがEUへと発展的に転換し、翌年にはNAFTA（北米自由貿易協定）が発効し、一九九五年にはWTOが発足している。これらに基づきながら物品貿易の自由化はもちろん、各種規制の緩和・撤廃、各種基準などの国際的統一・調和などが進められ、〝優勝劣敗〟の法則はより貫徹し易くなった。優勝劣敗、特に人件費の高低によって生産拠点は〝先進国〟から〝発展途上国〟へ雪崩を打ったように移動し、〝先進国〟の勤労者は失業と賃金低下の嵐に見舞われることになるのである。それに輪をかけたのがアメリカやヨーロッパの先進諸国への移民の急増であったことは今更指摘するまでもあるまい（これらに関連して、金城隆一「ルポトランプ王国」岩波新書、及び木村正人「欧州絶望の現場を歩く」ウェッジ、は興味深い。一読をお勧めしたい）。

世界の流れは今、「平等優勢・規制容認」方向か?

さて、「TPPからの永久離脱」大統領令が発せられた直後こそ、〝顔面蒼白・失意のどん底〟状態であったわが国は、日EU・EPA、RCEPに一縷の望みを託し、健気に振る舞っていた。し

かし、程なく「十一ヵ国でのTPP発足」に軸足を据え、そのリーダーたろうとしている。〝社会的許容範囲〟を超える格差の孵卵器＝「新自由主義」「市場万能論」、FTA・EPAから転換する気配は全くない。それがわが国の経済発展の要諦と一途に信じているように見えるが、果たしてそうであろうか。

この世に資本主義が定着してから二〇〇年弱。決してそれは一様ではなく、「自由優勢・格差容認」期と「平等優勢・規制容認」期の交替の歴史であったように思えてならない。資本主義がイギリスに生まれ欧州大に拡大した時から一九二〇年代頃まで「自由」優勢で、その後一九七〇年代頃まで「平等」が、そしてそれ以降再び「自由」が優勢になったように見えて仕方がない。経済基調はどうやら五〇年余ほどで緩やかな転換を遂げてきたようである。技術革新を起因とする概ね五〇年サイクルの経済循環を指摘した「コンドラチェフの波」に似ていると言えなくもない。「自由」が優勢になり早や五〇年弱、そろそろ賞味期限切れを迎えても何の不思議もない。トランプ大統領とサンダース議員、イギリスのEU離脱、EUでのポピュリズム・「右翼」政党の台頭などは、そのことを雄弁に物語っているような気がしてならない。我々は今、大きな歴史の転換点に立っているのかも知れない。もちろんそれはいわゆる「平等」優勢の方向である。

思えば我々はガット・ウルグアイ交渉の時、単なる自由貿易・国際貿易ではなく、「多様な農業の共存」「農業の多面的価値」を標語に掲げた。まさに、それは「平等」優勢の方向に適合的であり、今追求・模索されている「共生社会・協働社会」への親和性がすこぶる高い。思えば食料は人類の生存に欠くことのできない「絶対的必需品」であり、その「必要量確保」は至上命題である。今日、それを担保しているのは、いわゆる「企業的農業」と言うより、圧倒的多数を占め、強靱な持続性を持つ小農、家族的農業である。国連が二〇一四年に「国際家族農業年」、翌年に「国際土壌年」を定め、ユネスコが二〇一六年に協同組合を「無形文化遺産」に登録したのは決して「故無きこと」ではなかろう。

今、我々は世界の流れに「竿をさし」、家族農業を守り、「無形文化財」たる協同組合の輝きを更に増すために尽力すべき時かも知れない。我々には「攻めの農林水産業の展開」や「十一ヵ国によるTPP発効」「日EU・EPA」などは、こうした流れに抗しているようにしか見えないのである。「攻め」るには〝敵〟が必要だし、メガFTA・EPAの外には多数の〝仲間外れ〟国があり、とても〝ウイン・ウイン〟の関係、〝共生的〟関係になると言うよりも、往々にして〝今だけ・金だけ・自分だけ〟の優勝劣敗の関係に陥り易いような気がしてならないからである。

平成29年度(第27回)通常総会 特別講演

日時：平成29年6月26日（月）
場所：札幌全日空ホテル24階

挨拶

一般社団法人 北海道地域農業研究所
副理事長・所長 飯澤 理一郎

平成二九年度の特別講演会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には時節柄何かとお忙しい中、また総会に引き続きご出席いただき誠にありがとうございます。今年は例年より早く桜の開花が進み、春先には強風によるハウス倒壊、あるいは作物被害に見舞われましたが、春作業全体としてみると順調に推移しているようです。このまま好天に恵まれ、秋にはともに豊作を喜びたいと思っている次第です。

先ほど当研究所の第二七回通常総会が終了しました。総会後の理事会におきまして理事長にJA北海道中央会の小野寺副会長が、副理事長にはホクレンの柿林副会長が選任されましたのでご報告いたします。今後とも農業情勢に的確に対応した調査研究に努め、会員の皆さま、関係機関の皆さまの付託に応えていく所存でございますので、引き続きご指導、ご支援、ご協力のほど心からお願い申し上げます。

さて、本日の特別講演には、講師として、東京大学の中嶋教授をお招きしました。最近話題となっていますGAPやHACCP、各種の国際的な食品農産物の規格基準の問題について、また、東京オリンピック・パラリンピックの食品の調達基準等について、中嶋教授からご教示いただけるものと期待しているところでございます。

本日の講演が皆さんにとりまして実り多いものとなることを心から期待しまして、開会のご挨拶といたします。

講演

農産物・食品における認証制度の国際化
GAP、HACCP、JFS、JAS、GI そして東京オリパラ食材調達基準

東京大学 大学院農学生命科学研究科
教授 中嶋康博

皆さまこんにちは。東京大学の中嶋でございます。本日は、ご案内のテーマについてお話をさせていただきます。また、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準の選定委員会の特別委員もさせていただきましたので、その時考えたことを皆さんにご披露したいと思います。結構入り組んでおりますので、ぜひこの機会に皆さまにご理解いただければと思い、お引き受けした次第です。今回は、特にGAP（農業生産工程管理）の話を中心にとご依頼いただいたのですが、やはりHACCP（危害要因分析・重要管理点）やJFS（一般財団法人食品安全マネジメント協会が策定した認証の仕組み）、JAS（日本農林規格）、GI（地理的表示）なども合わせてお話をしないと、なぜGAPがこれだけ取り上げられているのかが分からないと思いましたので、取りまとめてお話いたします。それから、今いろいろ動いておりますので、これに関連する資料を敢えてお見せした方がいいと思い、皆さまのお手元に付属資料で配付しています。ちなみに、全てインターネットからダウンロードできるものです。付属資料を横串刺したり縦串刺したりしてご理解いただくということが一つの目的だと考えております。

中　嶋　康　博（なかしま　やすひろ）氏

1959年　埼玉県生まれ
1983年　東京大学農学部卒業
1989年　東京大学大学院農学系研究科博士課程修了（農学博士）
　　日本学術振興会（東京大学）特別研究員
1990年　東京大学農学部助手
1996年　農学生命科学科助教授、准教授
2012年　東京大学農学生命科学科　教授
現在　　〃　　副研究科長、食の安全研究センター副センター長兼務
　　日本フードシステム学会会長、農林水産省食料・農業・農村政策審議会委員、同企画部会・食糧部会・甘味資源部会部会長、国土審議会北海道開発分科会特別委員

〔専門分野〕
農業経済学、フードシステム論

〔著　書〕
・「食品安全問題の経済分析」日本経済評論社、2004年
・「食の安全と安心の経済学」コープ出版、2004年
・「フードシステムの経済学」（共著）医歯薬出版、2005年
・「食の経済学」（編著）ドメス出版、2011年　ほか多数

認証制度の動向

まず全体像ですが、ＧＡＰからＧＩを含めて農業・食品をめぐる認証制度が急速に整理されています。四つの視点がありまして、ひとつは食品の安全、二つ目がマネジメントシステムの導入、三つ目が輸出戦略、最後はちょっと聞き慣れないと思うのですがＥＳＧ（Ｅ〔環境〕・Ｓ〔社会〕・Ｇ〔企業統治〕）という考え方で、この辺が影響を与えていると思っています。

一つ目に関して大事なことは、二〇〇三年にできた「食品安全基本法」という法律です。二〇〇一年に狂牛病（ＢＳＥ）が発生して食品の安全をめぐる大きな問題が起こりました。それに合わせて既存の食品安全もしくは食品衛生の制度の見直しや、農業に関わる安全制度の見直しが行われ、この「食品安全基本法」が制定されたわけです。ここで大切なことはフードチェーン全体を通して安全性を確保しようという取り組みが確立したことです。この時に「食品衛生法」も合わせて改正され、農薬のポジティブリスト制が入り、厳しい管理がされるようになり、その対策で例えばＧＡＰを入れたほうがいいのではないかという議論がございました。この法律ができたのは、日本でＢＳＥの問題が起きたからだけではなく、ヨーロッパではその前に食品法が導入されて安全問題に関する仕組みの整理が行われたのですが、それに合わせた

ものでもあり、そういう意味では必然性があるわけです。フードチェーン全体を安全管理するには、当然その根っこである農業もきちんとやらなければいけないということです。もちろん農家の方々は一生懸命安全管理をされていらっしゃるのですが、その取組方、仕組みを変えていかなければいけないのではないかということについて、この二〇〇三年が一つの画期だったと思っています。

合わせてＨＡＣＣＰという加工食品の衛生管理の内容についても取り組みを強化していくことになりました。ＨＡＣＣＰそのものは一九九五年に「食品衛生法」の中で総合衛生管理対策として導入されましたが、それは乳製品や、食肉加工品、清涼飲料など、特定の食品に限った運用のされ方をしていて、国際的な標準のやり方と違うのではないかということがずっと言われていました。ＨＡＣＣＰの義務化に着手しなければいけないという状況となり、今回取り組み始めていますので後で少し説明します。これはフードチェーンでは、いわゆる川中とか川下の話ですが、そちらの安全管理体制が変われば、川上部分の農業についても確実に影響があるという認識を持っていなければいけないと思います。

二つめのマネジメントシステムでは、いろいろな経営においてマネジメントシステムという取り組みが、一般的に行われるようになってきたことが背景にあります。ＩＳＯ９００１（一貫した製品・サービスを提供し、顧客満足度を向上させるためのマネジメントシステム規格）や、環境問題でいうとＩＳＯ１４００１（環境を保護し、環境パフォーマンスを向上させるためのマネジメントシステム規格）というようなマネジメントシステムの規格があって、食肉加工メーカーや場合によっては農業関係の関連事業者も、これに取り組むようになってまいりました。このマネジメントシステムの中の重要な要素であるＰＤＣＡサイクルを回すという考え方は、農業の中でもごく普通に言われるようになってきておりますが、この仕組みが認証制度にも取り込まれていて、ここら辺のある種の地合ができ上がってきてるというのも、認証を取り込みやすくしている、その条件になっていると私は考えています。

認証制度の推進

認証制度をどのように進めていくのかということについて、重要な文書が出ていますので確認したいと思います。五月一九日に自民党の農林部会の農林水産業骨太方針実行ＰＴで「規格・認証等戦略に関する提言」が出されました。この提言ではじめに、我が国の農業の競争力強化のための基盤として、規格・認証・知財について戦略的に進めていく必要があり、農業者の視点に立っ

て規格・認証等をどう活用していくかなどを検討する「規格・認証等戦略検討チーム」を立ち上げ、議論を行ってきたことが書いてあります。

そして「規格・認証・知財活用についての基本的な考え方」が整理されています。日本の農産物・食品は「安全・安心」と言うけれども、国内外での競争が激しくなる中で、それが取引先や消費者に根拠をもって信頼される状況ではなくなってきていること、さらに、今後輸出を拡大し国際市場での日本の競争力の強化が必須だけれども、食品安全や環境保全など「見えない価値」を「見える化」する取り組みが必要になってきていることが書かれています。その「見える化」する手段としてＧＡＰやＨＡＣＣＰ、新たに改正されるＪＡＳ、そして昨年導入されたＧ－といった仕組みがとても重要で、ブランド化を進めるうえでも大切だということです。それから東京オリパラは、我が国の食の素晴らしさを世界に発信していくことができる機会なので、農業者の適正な生産工程管理について意識をさらに高めてもらって、取組水準の向上と規格・認証・知財の活用環境の整備を集中的に行い、これらの成果を一〇年二〇年先を見据えた遺産（東京オリパラではこれをレガシーという言葉を使います）としていくということです。

こうした考え方の下に、基本的なスタンスとして、規格・認証・知財の取り組みを、現在から東京オリパラまでを第一期、オリパラ後から二〇三〇年までを第二期と二つに区切って進めていき、第一期を集中取組期間としています。聞くところによりますと、検討チームで議論された時はかなりＧＡＰに議論が集中していたと伺っております。

それぞれの目標と具体的な施策ですが、ＧＡＰについては第一期の目標を「生産現場が変わる」こととし、第二期の目標を「我が国の生産現場で国際水準に達するＧＡＰの取り組みが浸透する」ことにしています。「ＧＡＰをする」、「ＧＡＰ認証をとる」の二つのアプローチの違いがあって、第一期は「ＧＡＰをする」ことから始めて、オリパラに食材提供をしていくために「ＧＡＰ認証をとる」ことが必要ですが、「平成三一年度末までには国内で現状の三倍以上の認証取得を目指す」ことにしています。皆さまもご存知のとおりいろんなＧＡＰがございます。この後お話しますが、その中で「日本発の規格であるＪＧＡＰ（一般財団法人日本ＧＡＰ協会が策定した日本発のＧＡＰ認証。平成二八年からＪＧＡＰアドバンス、ＪＧＡＰベーシックの運用開始）については国際的な標準化過程の参画を目指すため、できるだけ早期のＧＦＳＩ世界食品安全イニシアティブ承認にむけて官民挙げてあらゆる努力を行い、併せてアジアで主流の認証の仕組みとなるように取り組む」ことになっています。

それから「都道府県等が独自にＧＡＰを策定することで、生産

現場が混乱する恐れがあることから、東京大会までに、農林水産省ガイドラインへの準拠を働きかけ、統一化していく。東京大会後は、農林水産省ガイドラインそのものを国際水準に改訂する」ということも書かれています。オリパラ調達で推奨される有機農業、農福連携、世界・日本両方の農業遺産についても併せて推進することにしています。

ＨＡＣＣＰは、義務化を進めること、ＨＡＣＣＰを含む食品安全管理の認証については、日本発の食品安全管理の認証の仕組みであるＪＦＳ（一般財団法人食品安全マネジメント協会が策定した認証の仕組み）を充実していき、第一期のできるだけ早期にＧＦＳＩの認証に向けて官民挙げてあらゆる努力を行い、第二期ではＪＦＳが国内で主流の認証の仕組みになり、国際的な標準化過程に参画することを目標に進めていくと書かれています。また、都道府県や業界団体等が独自にＨＡＣＣＰ認証の仕組みを提供していたが、現場で混乱することがあったので、内容を統一していくように働きかけることにしています。

前述のように、ＧＡＰとＨＡＣＣＰの取り組み方は、ある意味鏡合わせのようになっていて、まず現場は色々混乱しているので、それを統一する。それから、ＧＦＳＩという言葉が出てまいりましたけども、その承認を取る。その根本には、輸出の拡大という課題があるということです。

次にＪＡＳ制度ですが、ＪＡＳは非常に古い制度で、例えば醤油、缶詰、麺類など、いろいろなものにＪＡＳマークがついていますが、今国会でＪＡＳ法の改正が行われ、今までとは全然違った取り組みができるようになります。これについても第一期・第二期があって、第一期は国際化を見据えて新しいＪＡＳ規格を二〇規格以上新設する、第二期は海外での認知度・影響力が高まり、輸出拡大に寄与すると書いてあります。

それからＧＩですが、国内外でのブランド価値を確立して、海外に向けて日本産のいろいろな産品を出していきます。第一期で都道府県一産品以上の登録、第二期では海外での認知度をあげて輸出拡大に寄与していくと書かれています。

農政改革における認証制度の位置づけ
―攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化―

今回のこうした取り組みが行われてきた、農政改革の流れを少しおさらいをします。

農林水産業・地域の活力創造プランに「農業競争力強化プログラム」があります。この中に一三項目あって、多くのものが今国会で既存の法律を改正するなどして取り組むことになっています。遡れば、以前、農政新時代というのがあって、ＴＰＰ対策の枠組

農政改革の流れ

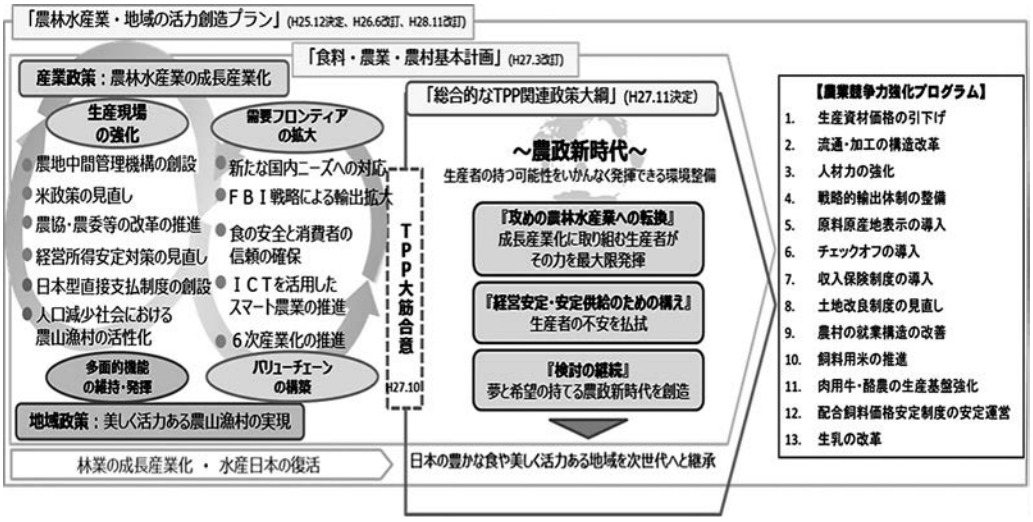

※農林水産省資料を改変

みが提示されました。その時に出されていた一三項目が、一部かなり拡充されて、この競争力強化プログラムに継承されています。

「農業競争力強化プログラム」は、平成二八年一一月の農林水産業・地域の活力創造プランの改定で示されたものです。この活力創造プランはもともと平成二五年一二月に決定されたプランで、その時には産業政策と地域政策を車の両輪にして、攻めの農林水産業を進めていくことになっていました。食料・農業・農村基本計画も攻めの農林水産業をベースにしながら作られています。

そしてその後、ＴＰＰの大筋合意があり、さきほどの農政新時代を経て、農業競争力強化プログラムになっています。要するに、この競争力強化プログラムをずっと遡ると、結局この「攻めの農林水産業」という考え方が出発点になっているのです。

どうしてこういう枠組みを設定したのかということですが、図に「需要フロンティアの拡大」と「バリューチェーンの構築」があります。これまでの基本計画にはなかった考え方です。この中に例えば輸出をしましょう、六次産業化を進めましょうということになっているのですが、これを進めなければいけない時代背景があります。産業連関表を使って飲食料の最終消費金額（一年間に日本中でどれだけ食品や飲料にお金を使っているのか）を推計しますと、大体七〇兆円とか八〇兆円となります。これを見ると一九九五年が八二兆円だったのですが、その後五年おきの統計を

見ると確実に減っています。それまでの八〇年から九五年にかけては大きく伸びていましたが、その後伸びなくなると同時に減っているのです。伸び方が減速したのではなく、九〇年代にバブルが崩壊して景気が悪くなってデフレになってという状況の中で、名目も実質も食料は伸びなくなってしまった。大きな時代の変わり目が、九〇年代の半ばにあったわけです。さらに、ここにきて人口減少が厳しくなってきて、二〇一〇年から人口は減っています。今後は猛烈な勢いで減っていきます。人口が減っていないにもかかわらず、消費が減ってきたことから推測すると、これからの五年・一〇年・一五年・二〇年を考えると、相当厳しい状況になることがわかります。このまま放っておいて大丈夫なのかということから、先ほどの「バリューチェーンの構築」と「需要フロンティアの拡大」をしなければいけないのです。フードシステム的な観点からは、これは本当に大事なことだと思ってます。農業政策の中にフードシステムの項目を入れないと、なかなかうまくいかない時代です。この時に考えていたストーリーは、まず生産現場を強化する。例えば基盤整備をしたり、生産組織を作ったり、いろいろな機械を入れる、品種の改良をする、普及活動をする、そうしたことによって生産量を増やしていきましょうという取り組みが一番初めにあります。これは非常に古典的かつ基本的な農業振興政策だと思いますが、それをやっていくことは、基本計画にある自給率を上げることにも繋がります。ただ、需要が減ってる中でこれをやれば確実に価格は下がります。単に作るだけだと全く意味がないということで、第二のポイントとしてバリューチェーンを構築して、誰にこれを提供するのかをきちんと見据えて、それに合わせた作り方・売り方をしていかなければならない。単に生産量を増やすだけではだめな時代に九〇年代の半ばからなってしまったのです。今後は、更に人口が減って国内マーケットが減る訳ですから、国内マーケットそのものをもっと高めていく、喚起していくような国内ニーズに対応すると同時に、輸出をどんどん進めていかなければいけないだろうというのが第三のポイントです。

その後、第四の多面的機能の維持・発揮という地域政策の方に入ります。産業政策を進める過程で起こったいろいろな問題に対する補完的な施策と同時に、多面的機能支払交付金を使って、多面的機能の発揮、環境問題の対策と同時に、資源の維持管理のサポートもして、そして生産現場の強化に繋げていこうとする訳です。この八の字をくるくる回すという考え方が、私は地域の活力創造プランの基本だと思っております。もともとは、この左側の丸だけだったものが、この右側の丸がくっついたというのが、このプランと基本計画で大事だと思っているところです。さらに突き詰めると、国内のマーケットを喚起していくのも大事ですけれ

ど、多分それだけだと厳しいだろう。そこで、今すぐ成果が出ないかもしれないけれども、海外のマーケットに対して何らかの取り組みを今から準備していかなければいけない。そうしたことが言われたわけです。

これらのことを言い始めたのは、安倍内閣の成長戦略である「日本再興戦略」です。いろいろ評価があると思いますが、農林水産業を成長産業にする一つの手段を輸出とし、国別品目別輸出戦略を策定することが、二〇一三年、はじめての日本再興戦略の中に書き込まれました。そのため大事なこととして、食の安全・安心を世界に発信するために、海外の安全基準に対応するＨＡＣＣＰシステムの普及を図ると書いてありますが、この段階ではまだＧＡＰが出てきません。

翌年に日本再興戦略二〇一四が出まして、輸出環境の整備として、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組み、輸出促進に向けたＧＡＰのあり方の見直しを行うことが書かれました。この時点でＧＡＰに取り組んでいくことになりました。さらに、ジャパン・ブランドの推進として、和食のユネスコ無形文化遺産への登録やミラノの食万博がありましたが、そうした機会を使いながら日本食を広めていく取り組みがあり、前の年に言われたものを少し具体化して、ＨＡＣＣＰの認証やハラール認証、グローバルＧＡＰ（ドイツの㈲Food PLUS bＥが策定したＧＡＰ認証）の取得などの輸出環境整備を行って、輸出モデル地区、モデル品目の成功事例を創っていくとしています。

翌二〇一五年の再興戦略では、ジャパン・ブランドの推進で、東京オリパラが出てきます。もちろん、東京オリパラの開催が決まったことがきっかけになっているのですが、食に関してはユネスコの無形文化遺産とミラノの万博、そしてオリパラへと、ホップ・ステップ・ジャンプで進めていく方針が登場しました。さらに、日本食と日本産酒類を海外展開すること、Ｇ－を活用することが出ています。また、輸出の環境整備として、国際的な規格づくりとして我が国発の輸出用ＧＡＰについて、当年度中に規格を策定して規格の承認申請を行うとともに、ＨＡＣＣＰをベースとする食品安全管理に関する規格認証の仕組みの構築を官民連携で目指すことになりました。農水省に日本発の輸出用ＧＡＰの検討委員会が設けられて、ＪＧＡＰアドバンスができあがることになります。ＨＡＣＣＰに関しても、国際標準化と義務化を進める検討委員会が立ち上がりました。これはなかなか難しい問題で、大きな企業はＨＡＣＣＰをやっているけれど、中小の企業はなかなかできない。業種によっても状況は全然違います。もともとは製造業の取り組みですが、これからは流通も外食産業も小売店も全部対象になります。どのようにＨＡＣＣＰを入れるのかという深い議論をしなければなりません。これも、この日本再興戦略の中

で方針が決まる中、課題だったことに取り組み始めたという例です。

二〇一六年の日本再興戦略ではいよいよ東京オリパラの対応を本格的に進めることにしています。今回のような枠組みで調達基準の議論をしたのはロンドンからで、ロンドン、リオと調達基準が作られていますので、この基準が日本の農業の特色を踏まえたものとなるよう調整する、その基礎的な準備としてＧＡＰ、ＨＡＣＣＰの導入や有機農業と持続可能な農業の普及・拡大を推進する。それから、ＧＡＰ、ＨＡＣＣＰに関して国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、国際規格化に向けた取り組みを加速するとされています。これは見ていただいて分かるとおり、一つひとつレベルアップしてるわけです。まず、こういうふうにやりましょうから、かなり具体的な国際規格化、何をするということが組み込まれていっているということです。また、日本食材の品質を世界にアピールするための日本農林規格ＪＡＳの仕組みを活用した、日本産品の品質や特色を担保する制度も検討されます。

日本再興戦略二〇一七年版は「未来投資戦略」という名称になりました。つい最近出たものです。これは骨太の方針に組み込まれて予算の前提になってくるのですが、関連箇所を引用しました。その中にありますバリューチェーン全体の付加価値の向上、規格・認証・知的財産の戦略的推進の中で、日本産のアピール力を強化するためにＪＡＳの戦略的な活用、Ｇ－の登録推進、そして東京オリパラを契機とした国際水準のＧＡＰの実施と認証取得の拡大、有機農業、持続的農業の普及・拡大、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の制度化、それから森林認証材の普及です。これも東京オリパラをきっかけに普及することになります。エコラベルもそうです。それから既に出ていますが、農林水産物の輸出インフラ整備プログラム行うとか、日本食品海外プロモーションセンター（ＪＦＯＯＤＯ）を立ち上げて、戦略を持って輸出を進めると書かれています。このような流れがあって、その中に取り込まれるわけです。

ＧＡＰの普及・拡大

今までＧＡＰの内容について何も触れず説明してきましたが、念のために資料を用意しています。平成二八年四月に農林水産省生産局が出した「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の普及・拡大に向けて」という資料です。ここにありますように、ＧＡＰは食品安全や環境保全、労働安全に関する法令を遵守して、これらの実施、記録、点検、評価のＰＤＣＡサイクルを回して生産工程の管理・改善を行う取り組みです。食品の安全とマネジメントシステムを入れる取組みが合体している。それに、環境問題と労働の安全問

題が入っているのです。それを進めるにあたって、平成二二年四月に農林水産省はガイドラインを出しています。それ以前にも基礎ＧＡＰを入れましょうということで、ＧＡＰの普及に国も取り組んできたのですが、都道府県も含めていろいろなＧＡＰがあって足並みが揃わなかった。そこで、国がひとつの基準としてガイドラインを示したわけです。その時のガイドラインを作る委員会では、グローバルＧＡＰを確認しながら、何が大事かということを一つひとつ特定して、かなりの項目数になりますが、しなければいけないことを定めました。ちなみにグローバルＧＡＰそのものはどんどんバージョンアップして、今は六版になっています。当時は四版ぐらいだったと思いますが、ガイドラインは押さえるべきところを全部押さえていると思います。ただ、先ほどの自民党の部会であったような、オリパラの後にガイドラインをもう一段バージョンアップしないといけないのは、世界の流れからみて確かにそうだと思います。

ＧＡＰの定義としてはＦＡＯ（国連食糧農業機関）の国際的な定義があります。農林水産省ではＧＡＰに農業生産工程管理という名前をつけておりますが、法令遵守するためのチェックポイント、チェック項目なんだと定めています。ＧＡＰを導入するにあたって難しいところであり、ＧＡＰをどのように理解するのか、現場との意識や理解のすれ違いがあるところだと思うのです。どなたも法令遵守はしている。安全じゃないものを作って売るわけにはいきませんので、それはやっているよと皆さんは思っています。ＧＡＰをやるから安全になるわけじゃなくて、すでに安全なものを作ってるので、何でＧＡＰをやらなければいけないのか。混乱するあるいは理解が深まらない部分があるかもしれません。

それから、共通ガイドラインでは、工程管理の内容やどう実践していくか書いてあります。それから様々なＧＡＰがあって、県のＧＡＰ、ＪＡのＧＡＰ、生協のＧＡＰ、ＪＧＡＰとグローバルＧＡＰがあります。平成二六年の三月時点でＧＡＰを導入している産地数は二、七一三ですが、平成二七年の三月では二、七三七とあまり増えていません。今ひとつ普及が進まないと思っています。それから、ガイドラインに即した産地の数は、二六年三月も平成二七年の三月も同じ一、〇一〇です。こちらも進んでいません。そのほかＧＡＰ導入の経営改善効果、食料・農業・農村・基本計画や日本再興戦略におけるＧＡＰの方針、それから農林水産省におけるＧＡＰの検討・推進状況、戦略協議会や体制強化・供給拡大事業の状況が示してあります。アクションプランを出しまして、どのようにＧＡＰに取り組んでいくかの方向性を生産局として示しました。経営改善の意識が高い農業経営者、具体的には担い手とＪＡの生産部会を重点に推進する。基本計画の中で「担い手」は認定農業者と新規認定就農者、法人化する集落営農ということになりましたが、そこにはできるだけＧＡＰを入れていただきたいという方針が出ました。あとは、グローバルＧＡＰの普及や、我が国発のＧＡＰの策定についての話、ＧＡＰ体制強化・供給拡大事業という内容です。今では東京オリパラを見据えて、ＧＡＰの普及に関する新しいスキームもできておりますので、これは古いですけれど、こういったことを進めていきましょうということになりました。

自民党の農林水産業骨太方針実行ＰＴの「国際水準ＧＡＰ認証取得に向けた推進について」という資料には、「ＧＡＰをする」の拡大、「ＧＡＰ認証をとる」の飛躍的拡大、それから輸出促進、海外展開に向けたＧＡＰ認証の活用について、それぞれの目的と目標、実現のために行うことが書かれています。

ＧＡＰはどうして必要なのか

家の光協会の『地上』という雑誌の七月号に私のインタビュー記事が掲載されています。「直球で聞く、そこまでしてＧＡＰが必要なのか」ということで三部構成にまとめていただきました。ひとつは「おれが全部見ていればＧＡＰなんかいらない」というパートです。小さな農業経営ですと経営主が全部見れるし、コントロールできるのでＧＡＰは要らないということですが、例えば、面積が増えて同じ家族でも他の人にお願いする、違う作物が増えてくると誰かにお願いをしなければいけなくなる。経営のあり方、経営の姿が変わってきたら、それにあわせて仕組みが必要です。

二番目は、手間がかかって忙しいのにやっていられないだろうというところです。確かに大変で、グローバルＧＡＰだと二〇〇

以上の点検項目があります。一度目を通してみるとほとんどのものがもうやってると思うのですが、その中でハッとするところあれば、そこが自分の経営の弱点であり、それを認識する機会ができるのです。経営をしていく上でＰＣＤＡサイクルを回すための手がかりになっていくことが二番目です。三番目が、コストをかけた分見返りがなければ経営がもたないということです。審査費用もかかりますし、手間が掛かる分、非金銭的にも負担が掛かってくる訳です。実際にＧＡＰを入れたから高く買ってくれるかというと、そうではないことが多いです。安全管理はみんなしていますので、ＧＡＰをすることで高くなるかというと、私自身は懐疑的です。ＧＡＰを導入していないことに関しては、取引条件にしていないからという議論がありますが、取引条件にされてしまえばますますもってＧＡＰのプレミアムがつくことはないと思いますので、そうなる前に自分からＧＡＰに取り組んでいくべきでしょう。何のために取り組むかということを考える時、攻めの姿勢が必要だと思っております。バイヤーさんや取引先と話をする時に、自ら商品提案をしていくことが大事だと思っています。そのためには、違う作物を作るとか出荷期間を長くするとか様々な工夫が必要になります。工夫をすることによって、今までやっていなかったことに取り組まなければなりません。新しいこと、慣れないことをするわけですが、往々にしてミスが出る。異物が混入し、商品が傷むことがあるでしょう。出荷期間が長くなれば次の作物と作期がバッティングするので農薬をめぐるトラブルが起こる可能性がある。それをやりきって初めて新しい取引ができるわけで、場合によっては高く買ってくれるということになるわけです。そのためのしくみが必要ですが、それがＧＡＰです。ただ入れるのではなくて、攻めの経営をすることがあってＧＡＰを入れる。そうすることによってかかったコストを回収できる可能性があるのです。攻めの農林水産業という政策の話をしましたが、まさに攻めをやらない方にとっては、ＧＡＰはただやるだけになってしまい、負担が掛かるだけになると思います。

大体普及の対象はわかっているのではないかと思っています。ＧＡＰは簡単だよという方もいらっしゃいますが、そういった攻めの姿勢で長年やっているからではないかと思う次第です。

先ほど申し上げた通り、全部自分で管理できていれば大丈夫という人も、部会の他の農家の人たちが何をやっているのか見えないと、産地としての品質保証ができなくなります。その場合、やっぱりＧＡＰの団体認証が少なくとも必要だと思っています。

東京オリパラ食材調達基準

前述したような政策的な流れの中で、東京オリパラの食材調達

基準が検討、決定されました。

（※配布資料：二〇一六年一二月一二日付け二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る省庁等連絡会議（第二回）配布資料―持続可能性に配慮した食材の調達基準について）

ここには農産物、水産物、畜産物の調達基準が書かれています。案と書いてありますがすでに決定し、案ではありません。持続可能性に配慮した調達行動の概要には共通事項があります。その下に物品別の個別基準があります。共通事項には適応範囲が定められ、組織委員会が調達する全ての物品、サービス及びライセンス商品とあります。オリパラでは、マスコット人形などをメーカーに作ってもらい販売するのですが、マスコット人形にも調達コードが適用されます。当然人形と食べ物は全然違いますので、食べ物については物品別に農産物、畜産物、水産物の個別基準が適用されます。調達に関する基準が示されていますが、共通事項でも調達における持続可能性の原則がベースになっています。

この「持続可能性」が調達コードの頭にもついていますが、オリパラにとってはとても重要な考え方です。オリパラに関しては皆さんもご存知のとおり、全ての人種の人たちが集まって、平和を希求していく理念があるのですが、加えて持続可能性社会を構築するためにオリパラ大会は貢献していくという理念が追加されました。それがこの調達コードに大きく影響しています。どのように供給されているのか、どこから採り何を使って作られているのか、サプライチェーンへの働きかけ、資源の有効活用が持続可能性の原則です。持続可能性に関する基準はＧＡＰにもありましたが、法令遵守があり、労働、環境、経済、人権という項目からなっています。それらを担保する方法として、コミットメントやサプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等を規定することになっています。

個別の調達基準に関して、農産物については食材の安全を確保する、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保する、作業者の労働安全を確保するが要件になっています。先ほど申し上げたように、持続可能な社会をつくる上でのポイントは環境や労働ですと話しましたが、食べ物なので安全であることがとても大事で、それが一番目にあります。これらを満たしていれば、食材としてオリパラで使えます。選手村にレストランができて、ケータリング業者が運営します。ケータリング業者が食材を買うわけですが、条件を満たすかどうかを、いちいちチェックするわけにはいきません。そこで、ＧＡＰが手掛かりとなり、ＪＧＡＰアドバンスやグローバルＧＡＰをとっていれば要件を全部満たしますと言われました。ガイドラインに準拠したＧＡＰ、かつ都道府県と公的機関による第三者の確認がとれたものも加えられまし

た。まだグローバルＧＡＰもＪＧＡＰアドバンスも十分に普及しておらず、こうしなければ国内の農産物が提供できない、全部輸入物になってしまうという懸念のためです。

それでなくても七月から九月の期間なので、近隣都府県だけでは提供できないと思っています。ただし、先ほど言いました人権や労働（児童労働の禁止は日本の場合は考えられない事項ですが）などの問題もＪＧＡＰアドバンスとグローバルＧＡＰはクリアしますが、ガイドラインに準拠したＧＡＰで対応する場合は、特別な確認事項として加えなければ駄目であります。くどいですが、共通事項がベースにあります。その上に具体的要件というのが乗っかっています。この二段階をクリアしたものが、食材として買ってもらえます。

推奨される事項は、さらにその上に加わります。有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、これは農福連携です。それから世界農業遺産や日本農業遺産など、国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物。私の理解するところでは棚田米です。その棚田米が認められるには、共通事項を満たし、ＧＡＰをとっていなければなりません。有機も、ＪＡＳ有機では安全に関する項目として足りない部分があるので、ＧＡＰが必要となります。ＧＡＰをとってＪＡＳ認証をとってくださいということです。

農福連携に関しては基準はありませんが、国の方で一生懸命その基準を作っています。すでに素晴らしい取り組みをされている方が、たくさんいらっしゃると私は認識していますが、申し訳ないですがその方々もＧＡＰをとってください。その上で国がこれから作る認証か基準などの確認をして、合わせ技で農福連携の商品として提供していただくことになります。パラリンピックもありますので、私としては障がい者が主体的に携わって生産された農産物がたくさん提供されることを願っているのですが、このようなことからハードルが高くなります。

畜産物に関しても基本的な枠組は同じですが、アニマルウェルフェア項目が農産物とは違います。この考え方は、ご存知の方も多いと思いますが、ヨーロッパではごく当たり前の要件です。ロンドンオリンピックの時には、このことが足かせになることは全くありませんでした。ロンドンオリンピックでは、レッドトラクターという認証制度がイギリス国内にありました。

ＢＳＥの問題が起きて、国産の農産物・畜産物への信頼が酷く低下したときに、きちんとした安全管理をするしくみを入れようということで、レッドトラクター制度が導入されたと聞いていま

す。八割ぐらいの農産物が適用されているので、国内の農産物を使うことに関しては全然問題なかった。それはアニマルウェルフェアへの対応が含まれています。ちなみに、イギリスはかなり高緯度なので、青果物、園芸品に関しては弱いところがある。野菜や果物、りんご以外は弱いので、多くは輸入していたと思います、それはともかく、今回の食材調達基準の中で、畜産物のアニマルウェルフェアの部分は非常にチャレンジングです。この認証制度は今までありませんでした。農場ＨＡＣＣＰというのが一部認証としてありましたが、アニマルウェルフェアは入っていません。ＪＧＡＰ畜産という新しい規格ができたので、その中では要件を満たすようになっていますが、それを一気にとるのは難しいのならばＧＡＰチャレンジシステムというのを入れ、それをとれば食材調達の基準を満たすことになりました。ただそこで留まるのではなく、その後ＪＧＡＰ畜産やグローバルＧＡＰをとっていただきたいということです。

水産物は、細かく説明する余裕はありませんが、ＭＥＬやＭＳＣ、ＡＥＬ、ＡＳＣがあります。環境に配慮した漁獲方法にＭＳＣのマークがついた水産物が売られています。養殖の方はＡの文字がついた方ですが、こういったものもこれから取り組んでいこうという話になっています。

これが全体像なのですが、「持続可能性に配慮した調達コード（第一版）」に、趣旨や摘要範囲などを詳細に記載しています。私が大事だと思う部分は、趣旨の項目にある『また、この間に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」においても、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されているが、東京二〇二〇大会において持続可能性に配慮した調達に取り組むことは、企業や公共部門における持続可能な慣行の導入・促進を含め、社会全般における消費・生産のパターンの変革というレガシーにつながるものである』という部分と、その次に記載されている『この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記基本原則の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法を定める』であります。つまり、ＧＡＰの取り組みは安心・安全なものを作るということですが、もう一つ大事なことは環境の問題と労働の問題。労働の問題は作っていらっしゃる方の安全の問題と、それから人権に配慮するという問題です。これをきちんと守っていく。これが、東京オリパラが目指す持続可能な社会の中の重要な要素というわけです。

先ほど述べたことの繰り返しになりますが、持続可能性の四つの原則を踏まえた基準が定められており、全般の項目では法令遵

守、報復行為の禁止、環境の項目としては、省エネルギー、低炭素・脱炭素エネルギーの利用、その他の方法による温室効果ガスの削減、三Rの推進、容器包装の低減、汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理、資源保全に配慮した原材料の採取、生物多様性の保全という事項があります。容器包装の低減に関する事項は農業生産に関しては基本的に関係ないですが、食材調達をしたケータリング業者は廃棄物を出したり、容器包装を使ったりします。そこで出て来るゴミはどうするのかは、オリパラの運営の中でとても大きな問題です。フードストラテジーという運営に関する方針を検討していますが、この中に組み込まれていきます。くどいようですが、そういう大きな枠組みの中で食材調達も考えていかなければならず、その考え方に基づいた生産をやっていかなければいけないのです。

人権の項目では、ダイバーシティー（多様性）とインクルージョン（包摂性）という観点が重要で、あとは飛ばしますが、国際的人権基準の遵守・尊重、差別・ハラスメントの禁止、障がい者の権利尊重、社会的少数者の権利尊重などが定められています。労働の項目では、国際的労働基準の遵守・尊重や長時間労働の禁止、職場の安全・衛生、外国人・移住労働者の問題などが定められています。経済の項目は、途上国の状況を念頭に置きながら書いてある部分が多いのですが、この中で七番目に地域経済の活性化という事項があります。この部分は、今回の東京大会で書き込まれたのですが、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し云々というようなことがあります。

多面的機能を発揮するという観点から国産の農産物・畜産物・林産物・水産物を優先的に使いましょうということが、食材の調達基準に書いてあります。そういった意味では、首尾一貫しているのです。調達コードの担保方法の項目では、調達コードの理解や事前のコミットメント、そして遵守体制整備として、サプライヤーやライセンシーは組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきであると定められています。

生産して、流通業者を通し、場合によっては加工するベンダーを介し、最後ケータリング業者に納入されていくわけですが、間に入る人たちがこの考え方を皆きちんと理解する。そして、そういう品目をきちんと分別管理し提供して下さいということが書いてあります。農協の方にも理解していただきたいのですが、理念としてそれらのことが守られなければならないということです。持続可能性に関するリスクが守られない、手落ちがある、そういったことを無くしてくださいということが、調達コードの一番最後に強調して記載されています。注の部分ですが、持続可能性

に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するには、国連のビジネスと人権に関する指導原則が企業に対して求める人権デュー・ディリジェンスの手法も参考となるとあります。これは、先ほど説明しました調達コードの遵守体制整備の項目に関する注として書いてあるものです。デュー・ディリジェンスとは、企業活動における法令違反や人権侵害等の負のリスクや影響を評価し、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセスのことです。これだけだと何が書かれているのかわからないかもしれません。よくあるデュー・デリというのは、企業を買収するときに、その企業の負債や資産を洗いざらい事前に確認して、その上で買わなければいけないということで、逆に、買われる方にはそれに対して情報開示しなさいと要求するしくみです。それは投資の話ですが、人権のデュー・デリは、人権問題を起こすようなリスクが無いか事前にチェックしなさいということです。食材調達の場合にも、調達コードを満たしているか事前に求められたら開示しなさい。そういうことを皆で心掛けましょうということが、理念として書かれています。

ＧＡＰをやればいいというだけではなく、それをちゃんと開示できるようにしてほしいというのが、基本的なスタンスです。そこまでやるのかという感じもするのですが、それを実行することが、組織委員会が求めているレガシーです。安全に関しては、法令遵守も含めて絶対に守らなければいけないことで、環境の保全や人権を守るといったことに関しては、条例や関連の法制度もあるかもしれませんが、もう一段高いレベルで目標を定めてそれを達成することを求めています。これを機会に、持続可能な社会に対して貢献する農業になっていただければという思いがあるということです。そこまで到達するにはまだ道のりは長く、実際にやっているが、それが確実に見える化されていないという問題もあります。それを皆さんに自覚していただいて、私はやっていますと胸を張って言えるようにしていく。これが、今後日本の農業が大きく変わっていくためのまず一歩を踏み出す。それが東京オリパラのレガシーであると、私は今回の取り組みに関わって感じています。

ＪＡＳを活用した輸出力の強化

次に「食料・農業・バイオ分野の知財戦略の推進」（平成二八年十一月：農水省）という資料があります。知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会という内閣の中にある会議体の資料です。一番目がＧＩや品種の流出防止について、二番目にＩＯＴ、ＩＣＴ、人口知能などを活用したスマート農業、三番目が農林水産分野での標準化の推進ということでＪＡＳ、安全管理規格（ＪＦ

JASの仕組みを活用した輸出力の強化

①

○　輸出力強化に当たっては、海外市場で広く活用されている標準・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが重要・有効

○　我が国の農林水産品・食品の強みのアピールにつながるJAS規格を、国際標準化を見据えて戦略的に制定・活用することを検討

現　状

- 海外市場では、価値観、文化、商慣行が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、**標準・認証を活用して取引上必要な情報や信頼を担保**。
- 各国では、**多様な種類の標準を制定し、海外との取引に活用。これらの国際標準化も推進**。
- **我が国に有利に働く規格の国際標準化など、標準・認証への戦略的対応が競争力強化にとって重要**。

● **日本再興戦略2016**（**平成28年6月2日閣議決定**）

輸出力の強化に向け、「ＪＡＳの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度」の検討を位置付け

ＪＡＳ制度

- 農林水産品や食品の**品質についての標準（ＪＡＳ規格）を農林水産大臣が制定**（現在、即席めん、しょうゆ、植物油脂など６３品目）。
大臣登録の第三者機関の認証を受けた事業者は、規格に適合する産品にＪＡＳマークを表示できる。
- 生産者は取引先・消費者の**信頼の獲得や産品の差別化**に、取引先・消費者は**産品の選択**に活用。
- さらに、ＪＡＳは、**我が国に有利に働く国際標準の制定への足掛かり**となり得るもの。

制度上の課題

- 現行法の下で定められる**ＪＡＳ規格の対象は、「産品の品質」のみ**。個別産品の**成分、性状等では表せない特色や事業者の能力などのアピールは困難**。

Copyright 2016 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

②

○　これまでのJAS制度のあり方を見直し、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格を制定・活用するとともに、人材の育成などを進め、標準・認証への対応力を強化。これらを足掛かりとして国際標準化につなげ、我が国の競争力を強化。

強みのアピールにつながるＪＡＳ規格の制定

- 規格の対象を、**産品の生産行程、分析・評価方法、事業者の生産・流通管理の方式等にも拡大**。

✓製法に関する規格例
我が国特有の製法を規格化
（抹茶、納豆等をイメージ）
⇨ 「本物」であることを証明
（類似品から差別化）

✓分析・評価方法に関する規格例
我が国の優れた産品の分析・評価方法を規格化（うんしゅうみかん、べにふうき茶等をイメージ）
⇨ 優位性を科学的に証明
（「外国産品より機能性が高い」とアピール可能）

✓事業者の運営管理方式の規格例
定温保管・輸送方式を規格化し、その能力を有する事業者を認証
⇨ 認証事業者が取り扱う質の高い生鮮品を「鮮度抜群」とアピール可能

- 国際的に通用する**国際標準をＪＡＳ規格化**し、**海外市場で売れる産品の生産を促進**（グルテンフリー食品等をイメージ）

アピール内容が分かるＪＡＳマーク表示

- 規格に合っていることを**国際的に通用する手続により認証**。
- 海外市場においても、**一見して保証内容が分かるマークとする**とともに、商標登録によりマークを保護。

【現行】　JAS 認定機関名　JAS 認定機関名

（イメージ）

【見直し後】　Quality Guaranteed JAS Certification Body　Organic JAS Certification Body

ＪＡＳ規格制定と国際標準化への対応力強化

- ＪＡＳ規格を**民間から提案しやすい枠組みを整備**。
- 標準・認証に対する**理解と活用機運を醸成**。
- 戦略的対応に向けた**人材育成とサポート体制を充実**。

Copyright 2016 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

S)、GAP・MELの普及、四番目に技術・研究における戦略的知財形成が整理されています。異なった種類のものなのですが、知財戦略の中ではGAPやJASやGIが一括りになって議論されています。

詳細は割愛しますが、農林水産分野での標準化の推進では、全体の輸出戦略の中でJASのしくみを利用し、輸出力を強化しましょうとあります。具体的には、製法に関する規格、分析・評価方法に関する規格、事業者の運営管理方法の規格などを作りましょうとなっています。今までのJASは製品の規格でした。例えば醤油のJASマークであれば、醤油はこういうものであると定義し、その通り作っているものにはJASマークをつけられます。しかし、現状は各加工メーカーの技術水準や品質保証水準が上がり、JASマークなんてもう必要ないという議論がかなり前からされていました。そこで発想を大きく変えて、新たなJAS規格が検討されています。分析・評価方法に関する規格を作り、例えばうんしゅうみかんや、べにふうき茶などに機能性成分があることを証明するための分析・確認方法の規格など、優位性を科学的に証明しアピールする制度に見直すというものです。

また、定温保管・輸送方式の規格化では、例えば新鮮な魚、新鮮な野菜と言われても、本当に新鮮なのか、分析しないとわかりません。見た目の判断だけに頼らず、こういう手法で輸送したから新鮮さを保っているとアピールできる規格を作りましょうというものです。

もし成分の内容やどれだけ温度を下げることで品質や鮮度管理が向上するかを証明する方式をとったならば、内容の開示を伴うことになり、競争相手にノウハウを示してしまうことになります。そのために、情報は開示せず、その条件を維持する手法を規格化することで、間接的に品質の良さを示していこうというのがここのアイデアの新しさです。今までなかったものであり、非常に画期的なものだと国は言っていますが、これも今回の法制度で取り組めるようになりました。しかも今までは、国が規格のすべてを決めていましたが、民間サイドからの規格提案の窓口、道筋も作るなど、もっといろいろな規格が作れるようにし、しかもそれを国際規格まで上げていくような取り組みを積極的にやりますというのが、このJAS制度の改正です。

JFS規格の推進

食品安全管理規格（JFS）ですが、これはHACCPを行うためのマネジメント規格になります。全員がJFSのフル規格をやるのは難しいだろうということでA規格・B規格・C規格と三段階に分けています。その中でC規格が国際的に通用する規格に

日本発の民間の食品安全管理規格（JFS規格）の推進

①

○　食のグローバル化が進展し、食品の安全性や管理の規格が農林水産物・食品の貿易や企業間取引上の条件に。

○　欧米を中心に、ＨＡＣＣＰの義務化やＨＡＣＣＰに基づく民間認証の導入が進んでいる。

○　一方、我が国の食品事業者では、中小事業者のＨＡＣＣＰ導入率が約３割にとどまるとともに、規格等による標準化や認証への対応が進んでいない。グローバル化の流れに対応し、農林水産物・食品の輸出の阻害要因にならないよう、日本発の民間の食品安全管理規格と認証の仕組みを作る体制を整え、普及・推進していく。

※　HACCP（ハサップ）とは、危害の防止につながる重要な工程を監視する管理システム。

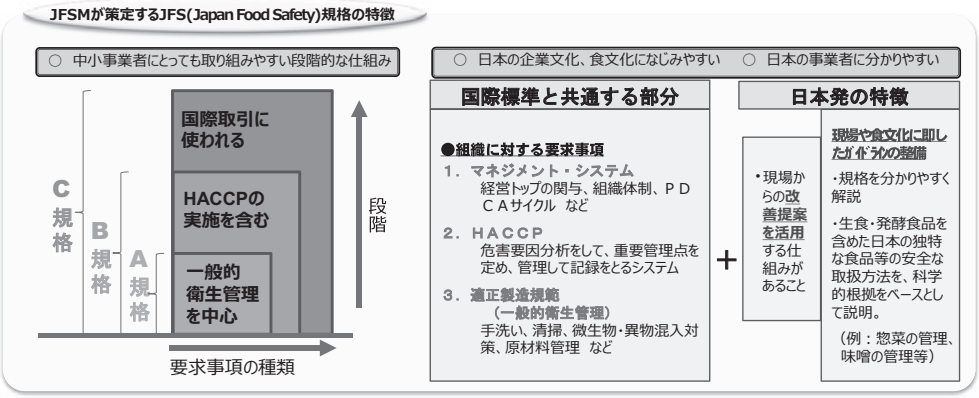

Copyright 2016 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

②

規格を作り認証の仕組みを運営する民間機関
「一般財団法人 食品安全マネジメント協会」
（理事長：西谷 徳治）　（平成28年１月～）
（英文名　Japan Food Safety Management Association　　略称 JFSM）

【ミッション】 フードチェーンを通じた食品安全及び信頼確保の取組向上と標準化によるコストの最適化を目的として、
① 規格、ガイドライン等の作成と認証の運営
② 食品業界内の人材育成
③ 情報収集と発信

会　員（平成28年10月３日現在）

■ 法人会員（食品関係事業者）	36社
■ 業界団体会員	2団体
■ 賛助会員（食品関係事業者以外）	27社
■ 個人会員	13名

経緯・今後のスケジュール

・**平成２８年１月**
規格を策定し、認証の仕組み等を運営する「一般財団法人　食品安全マネジメント協会」（JFSM）設立

・**平成２８年７月**
日本発の国際的な基準と整合する製造分野の食品安全管理規格（JFS-E-C規格）と認証の仕組みを公表。（９月に認証第１号が誕生。）

・**平成２８年１０月**
中小事業者向けプログラムである一般衛生管理が中心の規格（JFS-E-A規格）、HACCPの実施を含む規格（JFS-E-B規格）等を公表。

・**平成２９年度内**に国際的な基準と整合する規格について国際的な承認申請をすることを目指す。（予定）
〔１０件以上の認証実績と、１年以上の運用実績が必要〕

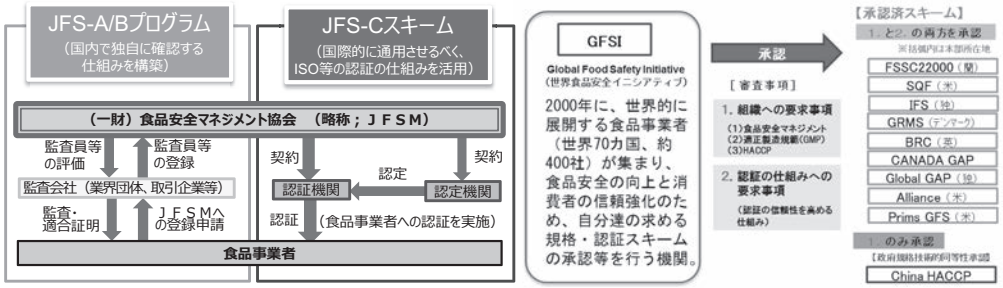

Copyright 2016 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

なっています。A規格は、ベースになる一般的衛生管理だけを満たしているものの規格になります。これについては、一般財団法人食品安全マネジメント協会が対応し、国際的に通用するためのお墨付きを得るために、GFSIという世界食品安全イニシアティブに認めてもらうことに、積極的に取り組んでいます。目標では今年の秋か来年の春を目指しています。GFSIの規格も変わっていますので手続きが少し遅れるかもしれません。GAPもこのGFSIの中で認めてもらう取り組みを進めています。

また、GAPについても、国際的なGAPの普及の取り組み、水産エコラベルの認証、技術・研究における戦略的知財形成・活用の内容が提示されています。

HACCPの義務化

「加工食品における安全管理の推進」（平成二九年五月二九日：農水省食料産業局資料）は、GAPの推進会議の中で配布されました。内容は、HACCPの義務化です。食品衛生法でHACCPの義務化を入れることで安全衛生管理の仕組みそのものを変えていくというものです。食品衛生管理の国際標準化に関する検討委員会が立ちあがり、昨年一二月に最終取りまとめを出しました。食品衛生管理は先進国を中心に義務化されており、食中毒の事故件数は最近下げ止まり傾向にあること、高齢化により食中毒のリスクが増加していること、金属片の異物混入による回収、告知件数は増加していることなどが指摘されています。そして、多くの食中毒の原因が一般衛生管理実施の不備が原因であり、東京オリパラに関しては、国内外に対応の必要性が提言されています。HACCPはヨーロッパではすでに義務化され、アメリカでも義務化されています。ベトナムや中国でも検討されている状況にあります。日本がHACCPの制度化をしなければ、海外とのイコールフィッティングを考えた場合、先にHACCPを導入した相手方に立ち遅れてしまう。少なくとも欧米に関しては義務化が標準化しているので、それに合わせたいということです。フードチェーン全体で取り組み、衛生管理を見える化し、我が国の食品の安全性の更なる向上を図る趣旨です。フードチェーンを構成する食品の製造・加工、調理、販売を行う全ての食品等事業者が対象になります。元々、一九九五年に導入されたマル総というHACCPは、食品製造業のある一部だけでしたが、この義務化に際しては加工だけではなく、調理や販売する事業者も導入しなければならない。そうなると、食材を納入する農業部門はどうするのかという話が、いつかは出ることになると思います。おそらくGAPはセットになるでしょう。半分くらい憶測ですが、フードチェーン全体で安全を管理するのは二〇〇三年の食品安全基本法

にも書いてあることであり、ＨＡＣＣＰとしてのレベルアップを図れば、ＧＡＰも然るべきタイミングで入れざるを得なくなるだろうと思っています。

ただし、なかなか大変なので、フルスペックについては基準Ａで、ものによっては基準Ｂで弾力的な取り扱いを可能とするという区分けがなされるようです。それはどの品目、業種か、大規模か小規模か、いろいろな区分けの仕方が検討されています。日本の食品産業は中小企業が多いので、皆が皆基準Ａとはならないかもしれませんので、業界団体で基準Ｂのやり方を作ることになります。今すぐではないですが、食品衛生法の改正が然るべきタイミングであって、そこから段階的に取り組みが進むと思います。小規模事業者があってこそ日本の食は支えられていますので、それに対する導入のきめ細やかな支援、準備期間が設定されることになっています。

環境・社会・ガバナンス

以上、概括的にお話ししてきましたが、認証制度を中心に食品安全管理の全体の枠組みが変わりつつあり、マネジメントシステムを入れた体制になってきています。大きな輸出戦略の中の手段として位置づけられ、知財戦略の中にも入っています。それから、オリパラの話をしたのでおわかりになると思いますが、ＥＳＧ（環境・社会・企業統治の頭文字をとったもので、持続可能な社会の形成に寄与するために配慮すべきもの）という考え方が広く普及し始めています。一部の企業では積極的に取り組んでおり、環境・社会・ガバナンスをきっちりしていきましょうという考え方です。これは国連の責任投資原則二〇〇六年あたりで提案された概念です。ご存知の方が多いと思いますが、共通価値の創造（creating shared value）にもつながるものです。マイケル・ポーターが言っているような、地域のこと、社会のことも考えながらビジネスを行っていこうということが、ごくごく一般的になりつつあります。こういった社会の流れを考えたときに、この東京オリパラを契機に、ＧＡＰを取り組んでみてはということです。ＧＡＰを入れることが安全の問題だけではないもう一歩先の事を見据えながら、次の日本の農業のあり方をみんなで考えるきっかけになればと思っています。先ほど述べたように、それがレガシーになればとても意義あるものだと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

質疑応答

柴　田　中嶋先生から、ＧＡＰのルール等について縷々ご説明いただき、非常に勉強させていただきました。これからＧＡＰが標準になっていく流れですとか、さらに種々の評価制度や認証についても取得していくことがテーマになっていましたが、ＧＡＰだけでいいと思っていたのでちょっと驚いています。認証を受けている農産物が、今後どういった形の流通形態で流れていくのか。これまで、農産物はおおよそ市場が統制して流通するのがメインでした。今回のオリンピックの場合には、ケータリング業者がオリンピック組織委員会から認定を受けて、取り扱っていくということですが、オリンピックが終わった以降には、どんな展開で農産品が日本国内に流通し、消費者の手元に届くのかを、それに取り組まない農産物の動き方と合わせて教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

中　嶋　政府の方針として、私が認識しているのは、東京オリパラの後はこれをさらにレベルアップし、輸出に結びつけたいということだと思います。輸出をするにはグローバルＧＡＰかＪＧＡＰアドバンスを取ってくださいということ。例えば、まず県のＧＡＰなり、ＪＧＡＰベーシックを取り、それからレベルアップし、輸出に使えるものをとるという展開です。輸出のために使うという場合は明確なのですが、国内でどう使うかというのはあまり説明されていないように思います。よく質問されるのですが、ＧＡＰを取得した産品にはラベルをつけるかどうかという問題があります。ＪＧＡＰに関してはラベルを付けるということで、マークを作っています。グローバルＧＡＰは仕組みとしてつけないという方針をとっています。これはいろいろな考え方がありますが、先ほど言いましたようにＧＡＰで達成できることは法令遵守、法令で定めている安全基準を確実にクリアすることなのです。ＧＡＰがついていない産品についても安全なものですから、ＧＡＰに取り組んでいるかいないかに区別はういのです。だからＧＡＰのマークはいらないだろうという考え方です。それから、商品が安全なものだと保証する産品の認証、製品認証ではありません。ＧＡＰはマネジメントシステムであり、最終的に消費者の手元に行く産品の安全性を証明するものではありません。もしそのようにしたならば、小分けされる場合のルールも必要になります。有

機ＪＡＳはそれが出来ているからマークがつけられるということになっています。グローバルＧＡＰが何を目指しているのかというと、ＢtoＢの段階でこの農家は適正な取り組みをしている農家だと峻別しようというものです。ヨーロッパなどは大手量販、グローバルな量販が中心ですが、その人たちが海外産品を調達する時に、取引できる人かどうか確認する手掛かりとして使われるのです。ですから国内で卸売市場を通して流通させる場合、今のＧＡＰの仕組みのままだとあまり上手く使えないことになるのです。途中で小分けされてしまいますので、最後までＧＡＰが通用しないという問題もあります。私の個人的な見解では、例えば直売所などでＧＡＰのマークがついているものがあってもいいのではと思います。きちんと作った人が、その人が作ったものとして売り場で保証ができるのであれば、ラベルをつけてもいいと思います。また、売り場でＧＡＰの農家が作っていますというＰＯＰを出してもいいのではないかと思っています。また契約型の取引が広がっていくならば、例えば農協から量販、農協から外食産業などとの契約を結ぶ場合には、ＧＡＰは効力を発揮します。ＧＡＰをとっていれば、問題を起こすリスクが非常に低いわけです。何かの拍子で手違いというのは、どんな場合でもありますが、そのリスクがグッと下がるというのがＧＡＰのいいところなので、そういう人とは取り引きしようということになる。卸売市場でも工夫すればできると思いますが、ＧＡＰの有用性を私自身は感じていますが、今の段階でそれをもっと利活用しようという計画があるようには聞いていません。

冨　田　私は、北海道の野菜の産地形成のことを調べています。いろいろなところを訪問しますが、例えばＪＡ帯広かわにしは長芋を輸出しており、ＨＡＣＣＰの規格をとっています。これは輸出段階でわかることですが、通常の野菜と違い、洗い工程のあるものは必要だと思います。北海道の人参や大根なども洗い工程があり、ＨＡＣＣＰが必要かと思います。ですが、メロンや西瓜はほとんど水を使いませんので、そういう品目はＧＡＰとし、ＨＡＣＣＰまでは必要ないのではと思いますが、いかがでしょうか。また、本当に何か取らなければオリンピックの食材として調達されないのかどうか。産地としてもなかなか大変な作業ですし、農家段階のＧＡＰあるいは農協段階のＧＡＰをとる場合、相当な時間とお金と労力がかかるのですが、その点にいつきまして見解を聞きたいと

思います。

中　嶋　先ほどＪＦＳのお話をしたときに、Ａ規格、Ｂ規格、Ｃ規格という分類があると説明しました。Ａ規格は一般衛生管理が中心という区分です。ＨＡＣＣＰをやるためにもそういう積み重ねが必要なんですが、一般衛生管理は皆が守るべきことだと思います。私は水洗いでの危害分析や重要管理点には何があるのか今すぐにはわからないですが、多分ＨＡＣＣＰじゃなく、一般衛生管理だけでいけるのではないかと思います。もし適用される場合は、ＨＡＣＣＰを実施するＢ規格が求められます。そうだと言い切れなくて申し訳ないですが、多分、集荷場の安全管理に関しては食品衛生法のＨＡＣＣＰの対象外じゃないかと思います。ですから、農業分野の工程の衛生管理で何かしなさいとなっても、それはＨＡＣＣＰというよりも一般衛生管理ではないかと思います。水洗いをすることによりコンタミ等もあるかもしれないので、他のものより一段と高い管理をする必要があるかもしれませんが、ＨＡＣＣＰが必要なところまでいかないというのが私の印象です。農業関連で言うとご存知の通り屠畜場や食鳥処理場に関しては、キッチリＨＡＣＣＰを入れようとしています。東京オリパラの調達に関して言うと決めごととしてはＧＡＰをとっていないと食材として納入できないと思います。東京オリパラのためだけにＧＡＰを入れるのは、費用対効果の面から考えてあまり割に合わないと思います。ただし、その次の段階も含めて取り組んでいくということならばチャレンジしていただいてもよろしいのではないかというのが私の考え方です。ご存知の通りたった二～三ヵ月で、量もそんなにあるわけではないので、このためだけにやるというのはなかなか難しいだろう、というのが組織委員会で議論しているときに私が感じていたところです。

飯　澤　私は今日の講演をお聞きして、ミラノの食品博覧会で日本の食材が持ち込めなかったということを思い出しました。なぜなら、ＨＡＣＣＰもＧＡＰも何も裏付けがないために持ち込めなかったと聞いています。東南アジアも台湾でもＨＡＣＣＰを取っており、ベトナムも取り始めているということを考えますと、国際的な認証制度について私たちは立ち後れていくわけにはいかないと、今日の中嶋先生の話を伺って非常に強く感じた次第でございます。中嶋先生、本当に長時間ご講演いただきありがとうございました。

力強い北海道農業の構築に向けて（第二回）

これからの北海道農業
―生消交流と食育の観点から―

札幌保健医療大学　保健医療学部
栄養学科　教授　荒川義人

国連が世界各国に家族農業経営への支援を呼びかける中、わが国では家族農業経営を一層の市場原理のもとに置く農政改革が進められています。

停滞・低迷する日本農業の中で異彩を放つ北海道農業・農村の将来展望とその実現に必要な取り組み、農政のあり方、研究者・研究機関の果たすべき役割などに関して、四人の学識経験者の方から提言をもらいます。

第二回は札幌保健医療大学教授荒川義人氏です。

一．気候風土の特性と農産物の付加価値

北海道は東北六県に新潟県を加えた土地面積より大きいという事実が、全国の人々から正確には認識されていない面があることは、本特集の初回に七戸先生も言及されておりますが、北海道農業はこの広大な面積を活かし、一方で広いがゆえに地域によって気候や立地条件が大きく異なるため、地域間差がはっきりした営農形態となっており、このことが、結果的に多種・多様な農産物の生産、供給を可能としています。他の都府県にはない、まさに「食料生産基地」と称されるに相応しい北海道

荒　川　義　人（あらかわ　よしひと）氏

1975年　北海道大学農学部卒業
1980年　北海道大学大学院農学研究科博士課程修了（農学博士）
1984年　北海道栄養短期大学（1994年から北海道文教短期大に校名変更）講師、助教授、教授を経て、
1998年　天使女子短期大学食物栄養学科教授
2000年　天使大学看護栄養学部栄養学科教授
その間、2004年４月～2014年３月　栄養学科長
2006年より、大学院看護栄養学研究科教授　兼務　を経て、
2017年　札幌保健医療大学保健医療学部栄養学科教授、学科長に就任、現在に至る

【研究活動】
・ダッタンソバ、小豆、大豆、たまねぎなど北海道産素材の機能性成分に関する研究
・地産地消型食生活や食育推進に向けた調査・研究　などを推進中

【学会活動】
日本栄養改善学会（評議員・理事、2009年度第56回学術総会会長）、日本栄養・食糧学会（評議員、元・北海道支部長）、日本農芸化学会他、多数の学会に所属、活動

【社会活動】
北海道食育コーディネーター会議座長、札幌市食育推進会議会長、北海道フードマイスター制度運営委員会委員長、北海道食品機能性表示制度（ヘルシーDo）委員会委員、北海道野菜ブランド品種認定協議会委員、コープさっぽろ食育研究会会長、コープさっぽろ農業賞審査委員長、コープさっぽろ食の安全委員会委員などに在職、活動

【著書など】
ギョウジャニンニクと北の健康野草（北海道新聞社、共著）、
食べ物と健康Ⅰ（三共出版、共著）、
食べ物と健康Ⅱ（三共出版、共著）、
食の安全は北海道から（中西出版、共著）、
北の健康野菜（北海道新聞社、共著）他

【その他の活動】
HBCテレビ「あぐり王国北海道」、STVラジオ「オハヨー、ほっかいどう」などで道産素材の成分的特徴や栄養・食関連情報の解説を担当

農業の大きな特徴ではないでしょうか。

今日まで、厳しい自然環境、とくに酷寒で積雪期間が長いといった課題も一つ一つ克服してきた背景には、生産者はもとより、研究者等多くの関係者による協働があり、各地域に適した品種改良、土壌改良、栽培方法の工夫などを重ねてきた成果があるわけですが、「北海道の農産物はなぜ美味しい」という素朴な疑問に対し、「寒暖差の大きい北海道の農産物は糖分が豊富なので甘くなる」という理論がよく用いられてきました。北海道の冷涼な気候がもたらす恩恵の一つに美味しさがあるわけです。

一方で、酷寒、積雪という従来、致命的なネガティブファクターであったものを、今ではむしろポジティブファクターに変換する取り組みも積極的に行われています。それは、「ほうれんそう」の栽培や「じゃがいも」などの農産物の保存においてです。実は、冬季に旬を迎える野菜の優等生「ほ

うれんそう」は、ここ数十年間での栄養価の低下が極めて著しい野菜の一つですが、東北農業研究センター（盛岡市）でハウス栽培に寒風を挿入する仕組みを取り入れ、「寒締め栽培」が確立されました。この栽培法で、ビタミンC量や糖度は標準的な「ほうれんそう」の値に比べて二倍にも及ぶことが明らかになったのです。その「寒締め栽培」を北海道で実践すると、いずれの値もさらに三～四割上昇することもわかりました（北海道農業研究センター調べ）。寒さが一層厳しい北海道の冬は「寒締め栽培」には適しており、「ほうれんそう」の栄養価、美味しさを一層高めたわけです。

「じゃがいも」や「キャベツ」などの他の野菜では、保存に積雪が活用され、積雪内の低温により生じる生理的変化で甘味の増加がもたらされることも確認されています。北海道らしい寒さの中、パウダースノーに囲まれて栽培、保存された野菜は、イメージ的にも、ストーリー性の面でも優れているのではないでしょうか。北海道特有の気候風土をさらに活用し、農産物の付加価値向上につなげるか、これからの北海道農業にとって一つのテーマではないでしょうか。

二、農業が支える北海道の「食育」

わが国もグローバル化の波にのまれ、国民の食生活の様相も大きく変わりました。「西洋化（洋風化）」といった言葉で従来の和食文化崩壊を表現されていた時期もありますが、それに止まることなく、ヨーロッパ、アジア、アメリカ各大陸の多様な料理が食卓に登場するようになりました。「和食」の他に、多国籍料理が食卓に上ること自体、多様な食材を摂取することになり、栄養学的にみると悪くないと言えますが、一方で「グルメ」、「飽食」といった言葉も生まれ、欠食、偏食、過食といった食生活の乱れが顕在化したことは看過できない事態となってしまいました。国を挙げて国民の「食」に対する価値観を軌道修正する必要性が出てきたわけです。

国は平成一七年に「食育基本法」、翌一八年に「食育推進計画」を制定し、計画に盛り込まれた目標値の達成状況や計画期間中の社会情勢の変化を踏まえ、五年ごとに見直しが行われて、現在は第三次の計画が進行中です。各自治体においても「食育推進計画」が策定され、地域色を活かした「食育」が推進されています。実は、北海道は国の動きに先駆けて食育に関連する取り組みが展開されていました。平成一五年度には、平成一七

年以降の国の動きを先取りして、北海道でどのような食育を展開すべきか、知事の諮問で政策研究を行ったのです。農業・保健・教育行政や生産者、あるいは関連団体からのメンバーによるプロジェクトが結成され、「食育」の現状、意義など、全国的な調査も含めて情報を収集し、北海道らしい「食育」のあり方を平成一五年度アカデミー政策研究『〝食料生産地〟北海道における「食育」の推進―「食育」コミュニティの創造を目指して―』という報告書にまとめ、提言したのです。そのプロジェクトリーダーを学識経験者として加わった私が仰せつかった次第です。

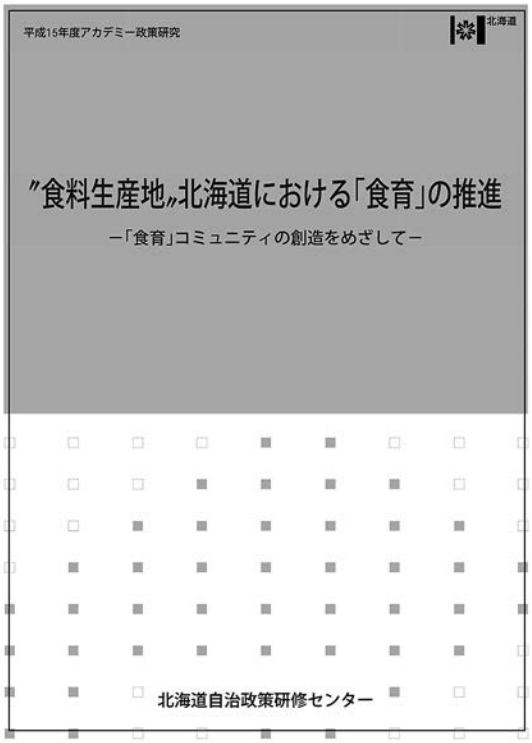

報告書は、「食育」の目的にはじまり、保健行政や学校教育における「食育」、地域住民を主体とする「食育」、農業・水産業の一次産業における「食育」について、具体例を交えながら課題や将来展望に言及してあります。今は便利になって、ダウンロードもできますのでお目通しいただければ幸いです。

報告書でも随所で触れていますが、「食育」の推進には一次産業、とくに農業との関わりが不可欠です。「農業体験」、「食農教育」といった言葉が「食育」の領域で頻繁に出てくるのも当然です。私自身、「食育」の効果を測る研究も手がけていますが、他の研究者による多数の報告と共通するのは、「体験」、「経験」を備えたプログラムの有効性です。

また、教育現場での食育推進に向けて、文部科学省は平成一七年度に「栄養教諭制度」を施行し、それまで栄養職員が担っていた「食育」を教員が展開するように改革しました。栄養教諭の配置状況は、全国的には五、七六五名、北海道には四五七名となっており（平成二八年度）、北海道は全国的にみると高い配置率になっています。さらに文部科学省は学校における「食育」推進を念頭に、平成二六年度から全国各地において栄養教諭と地域が連携した先進的な「食育」を実践する小中学校

を「スーパー食育スクール事業」と指定する制度を始めました。北海道からは東神楽町立東神楽小学校が指定されました。この事業展開の中でも、農業との連携をいかに図るかがポイントになっています。北海道は学校に限らず、生産者と消費者が連携を取りやすい距離感にあり、全国各地どこよりも理想的な「食育」の展開が可能と考えます。

生産者が「食育」に関わることは「食育」の対象者が恩恵を受けるに止まらず、小中学生や若い世代への「食育」は、将来にわたる応援団を確保するという意味で、実は生産者にとっても大きな意義があると言えます。いかに「食育」の展開と関わっていくか、強い北海道農業の構築に向けて検討する価値があるのではないでしょうか。

三．新たな消費者ニーズに対応した品質の〝見える化〟

現在、食品は従来の栄養、おいしさに加え、病気の予防・症状の改善、老化防止、美肌効果など、第三の視点からも評価されるようになりました。食品学的には、栄養を一次機能、おいしさを二次機能、第三の効果を三次機能と呼ぶようになっています。とくに第三の効果が期待される成分は機能性成分と称され、農産物はこの機能性成分の宝庫として改めて注目を集めています。超高齢社会に突入したわが国は、ますます健康志向が高まり、農産物の機能性への期待が膨らむのは当然で、そこに大きな消費者ニーズがあります。

そもそも野菜は、ビタミン、ミネラルが豊富で栄養面での高評価は揺るぎなく、また、食卓の彩を演出し、味、香りの面でも料理の質を高めるのに不可欠な素材として活用されてきました。一方で、機能性成分の研究が進むにつれて、野菜に豊富な色素類や食物繊維などの成分が様々な生理作用を有し、生活習慣病予防などに有効であることが明らかになってきたのです。例えば、レッド、オレンジ、イエローの色調をもつカロテン類、パープルの色調をもつ色素のアントシアニン類は、いずれも強い抗酸化性を有し、動脈硬化の予防、美白効果につながるという研究成果が次々と報告されています。また、食物繊維は消化管の働きを健全かつ活発に促すとともに、糖分や脂肪分の吸収抑制を介して、高血糖や脂質代謝異常などの生活習慣病のリスクを低減させることも明らかにされています。これら農産物に特徴的な成分は「ファイトケミカル」と称され、ヒト介入試験で多くの科学的根拠（エビデンス）が確認されています。

余談ですが、植物である農産物は動物と異なり移動することができないので、例えば紫外線などの害から自身を守り、子孫を残すための手立て（成分）を自身の中に生産します。進化の過程でヒトはそのような成分を作るのを止め、農産物に委ねてきましたので、健康に生きるために「ファイトケミカル」は不可欠なわけです。

〝農産物が体に良い〟というイメージは多くの消費者が理解していますが、最近、より健康効果を意識した「機能性野菜」なるものも登場しています。大別すると、生産方法や品種改良によってさらに機能性成分含量を高めたもの、あるいはもともとの野菜には含まれない成分を生産過程で付与したものがあります。

具体的な例として、前者には抗酸化作用やがん予防効果などが期待される成分のスルフォラファン含量を高めたスプラウト、LDLコレステロール低下作用などが期待されるβカロテン含量を高めたニンジン、美白効果などが期待されるリコペン含量を高めたトマト、血小板凝集抑制効果などが期待されるケルセチン含量を高めたタマネギなどがあり、後者にはビタミンB_{12}が付与されたスプラウトなどが知られています。

「機能性野菜」の特性を情報として正しく消費者に伝え、付加価値として認識され購買意欲を高めてもらうためには、つまり〝体により良い農産物〟を求める消費者のニーズに応えるためには、品質特性を正しく示す情報を伝達する手段が必要です。そのためには、品質特性をエビデンスに基づく数値や説明を駆使して〝見える化〟することが大切です。いわゆる「表示」です。これまで農産物についての「表示」は限定的でしたが、平成二七年四月にスタートした「食品機能性表示」制度では、相当具体的な〝ヘルスクレイム（健康強調表示）〟が可能となりました。食品衛生法に基づき表示が認められる「特定保健用食品」や「栄養機能食品」が主にサプリメントや飲料などの加工品であるのに対し、新制度は生鮮食品も表示できることになったのです。機能性の表示がヒトの部位（目、肝臓など）にまで踏み込めるようになった点も画期的です。とは言え、この制度を活用するには越えなければならないハードルもあります。機能性に関与する成分の作用発現量、作用のメカニズムなどがヒト介入試験でも評価されていること、さらに安全性についても厳しい試験で証明されていることなどについて科学的根拠が求められるなど簡単ではありませんが、大学、研究機関、あるいは民間企業が連携して生産者を支援する仕組みもできつつある現状を踏まえ、北海道農業の今後の方向性として検討するに値

するテーマの一つではないでしょうか。勿論、栄養豊富で、おいしい農産物は高く評価されますが、一方で科学の進展にともない、多様な機能性が解明され、特徴的な機能性を有する農産物のニーズはますます高まるものと予想されます。

四．「生消交流」で強い農業を構築

「食育」への関わりは、生産者にとっても応援団を確保するというメリットがあるということは前述したとおりですが、正しい「食の選択力」を身につけることで「地産地消」型食生活を実践する消費者が増えることも期待できます。生産者が実践する「食育」の先進地であるイタリアでは、非常に積極的に消費者を自分の農場に招き入れ、交流を深めています。最近、北海道においても、イタリアに近い「食育」を介した生産者と消費者の交流を展開する農家（農園）も見られるようになりました。一方で、マルシェや企業、民間団体が組織的に生産者と消費者をつなぐ仕組みも動き出しています。このような「生消交流」の動きを活発化することも強い北海道農業を構築する上で有効な方策の一つと考えます。「生消交流」の場は、消費者ニーズを適確に把握するのにこの上ない機会となります。適確な消費者ニーズを念頭に置いた生産は「強さ」になるでしょう。一方で、「生消交流」は消費者に対して農産物の栄養、おいしさ、そして機能性を伝える場としても理想的で、自然な形で品質の〝見える化〟が実現できます。消費者ニーズが満たされることで生産者と消費者の間に極めて良好な関係が生まれるはずです。

本稿は、日頃、北海道産農産物の成分特性や北海道各地の「食育」推進等について研究している立場から、「力強い北海道農業の構築に向けて」という大きなテーマを頂戴して私自身の考えを執筆させていただきました。日々、農業の現場におられる生産者のお立場からみると現実と乖離していると感じられる点が多いかもしれません。しかし、時々、お会いする生産者の中に既定路線から飛び出して新たな取り組みに奮闘されている方もいらして、非常に頼もしく感じることがあります。この既定路線から飛び出すエネルギーは、力強い北海道農業の構築につながるでしょう。本稿が、そのような既定路線から飛び出すエネルギーの一部になったとすれば執筆者としての責任を果たせた思いがいたします。

Report

「JAバンク北海道としての農業融資における取組みについて」

北海道信用農業協同組合連合会
理事ＪＡバンク統括本部長　林　則　明

レポート

一．はじめに
～JAバンク北海道としての金融サポート機能強化にかかる取組み～

ＪＡバンク北海道としては、第二八回ＪＡ北海道大会で決議された、北海道五五〇万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」の実現に向けて、農業者と地域住民から信頼され選ばれ続けるＪＡバンク北海道の確立に取組むことが、組合員の経営と生活の向上、地域経済の発展・活性化に繋がるものと考え、北海道農業の振興に軸足を置いた積極的な資金対応や総合的なコンサル機能の発揮により、北海道農業の振興を後押しする金融サポート機能の強化に取組んでいます。

二．ＪＡバンク北海道としての取組み

（一）生産から販売までのトータルコスト低減の取組みや、農畜産物の付加価値向上などの取組み支援などによる所得増大に向けた取組み

ＪＡおよび他連合会との連携を強化し、ＪＡバンク北海道サポート事業などの利子助成による投資資金の金利負担軽減を活用しながら、多様な投資ニーズへの的確な資金提供に積極的に取組んでいます。また付加価値向上と地域活性化に繋がる六次産業化や農畜産物の北海道ブランド構築に向けた取組みが円滑に進むよう必要な支援及び金融面から地域の農業振興に繋がる再生可能エネルギーの事業展開を支援しています。

（二）力強く持続可能な農業を支える担い手の確保・育成に向けた取組みを加速し、農業を中心とした地域活性化に向けた取組み

既存の農業経営にかかる継続・発展に向けた後継者への一層の支援強化や新規就農者等多くの人材を呼び込み、定着化を図るための支援に取組んでいます。また、労働力不足に対応するための取組みとして農業支援システムやスマート農業導入への金融面からの支援を実施しています。その他にはＪＡ出資型農業法人や複数戸による大型農業法人等の設立が進んでいる中、多様化する資金ニーズに対しＪＡと連携した対応を実施しています。

（三）担い手の期待に応える迅速・適切な資金提案および総合コンサル機能の発揮に向けた取組み

ＪＡ内事業間連携の取組支援を行い、担い手の資金ニーズの把握と適切な融資対応並びに情報発信に取組んでいます。また、担い手への経営コンサルタント強化として、ＪＡの人材育成支援および専門コンサルタントの活用等による相談機能の強化を図っています。

［参考］　北海道における農業融資残高（平成28年３月末現在）　（単位：億円）

	北海道全体	JAバンク				公庫＋他行合計
		JA合計	信連合計※1	合計※2	シェア	
貸出残高	9,467	4,399	2,576	7,665	81.0%	1,802

※１　公庫委託・農業者年金含む
※２　農林中央金庫札幌支店扱い　等含む

三．農業者に対する適正な運転資金供給

（一）組合員勘定制度とは

組合員勘定制度は、昭和三六年に創設されて以来、①農家経済の計画化②組合員取引の集中管理③事務の効率化をねらいとし、「クミカン」の愛称で農家組合員にも親しまれ、また、ＪＡ事業の根幹として定着しています。

しかしながら、この五〇数年間で北海道農業、ＪＡを取り巻く情勢は大きく様変わりし、それに伴い本制度の適正運用を目指し、昭和四二年、五二年、五八年に制度及び運用方法の改正・改善をしてきました。

また、コスト低減による生産性の向上、経営自己管理の強化による農家経済の安定、取引形態の多様化による決済機能の

拡充、高度情報化社会に対応した情報管理の強化等といった機能充実のニーズを受けて平成三年には、①組合員自らの経営管理の強化、②事業の総合的推進機能の強化、③特定組合員の経営経済指導強化④情報管理機能と決済機能の分化によるそれぞれの機能強化を目指すべく、組合員勘定制度の改善を行い、今日に至っている営農管理情報が付加された当座貸越商品となっています。

具体的には、組合員勘定取引約定書に基づき、単年度の営農計画書等により定めた範囲内の取引から生ずる債権債務を普通貯金（クミカン口）及びこれに付随する当座貸越により決済するとともに取引内容を営農管理情報として管理する制度となっています。

これにより、農家組合員自らが営農計画の達成状況等を容易に把握することが可能となり、経営の自己管理機能の強化を図るとともにＪＡの営農指導機能の強化による農家経済の安定向上を図る制度となっています。

（二）クミカンによるリレーションシップバンキング（地域密着型金融）（以下、リレバン）及びＡＢＬ（動産担保金融）

国・行政の動きの中においては、融資先の中小企業を活性・活発化させるリレバンを推奨し、取引先を支援していくことにより貸付全体を増加させる方針（方向性）を示している状況となっています。そのような中、「過度に担保・保証に依存しない融資の推進」が奨励されてＡＢＬによる融資手法が注目されています。

すなわち、従来、金融機関は担保として評価していなかった棚卸資産や売掛債権を、事業により生まれる資産価値を重視し、出荷・回収（入金）時期、実績等をモニタリングしていくことにより担保する手法となっています。

まさにクミカン取引を行うことにより、営農指導の実施を行い農業者のビジネスサイクルを重視する点においては共通となっています。また、営農資金の供給においては、営農計画書をベースとした農畜産物担保金融を行なっている点ではＡＢＬによる融資とも言えるものであり、他金融機関が行う中小企業向け融資を先取りした形態となっています。

更には、北海道農業振興全体を支えてきたのは、「クミカン制度」があってこそと言っても過言ではありません。

（三）運転資金供給にかかる取組み

ＪＡバンク北海道としては、これまでもクミカン以外の運転資金メニューを揃

【具体的な資金概要】

□資金名　「ＪＡ畜産等経営資金」…　全道ＪＡ統一要綱資金
　　「信連畜産等経営資金」…　北海道信連資金
□貸付対象者 畜産経営等の生産物の販売サイクルが１年を超える経営体
□資金使途　繁殖牛導入、素牛の育成・肥育、その他農業経営に必要な運転資金
□貸付期間　最大７年以内
　　但し、個別案件毎、資金使途、償還財源に応じた期間設定

【畜産等経営資金活用イメージ】

・長期資金

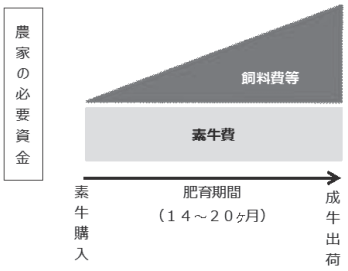

資金需要発生イメージ

・肉牛肥育事業の必要資金は素牛費，飼料費が大宗。

・飼料費については，肥育期間に渡り，恒常的に発生。

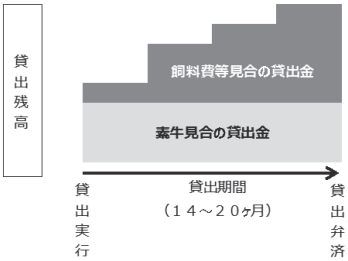

貸付方法の具体例

・貸付金留保金勘定で管理し，素畜費，粗飼料費等の支出のタイミングに合わせて，**留保金勘定**から払い出し。

・販売代金が入金された**都度，償還。**

・短期資金

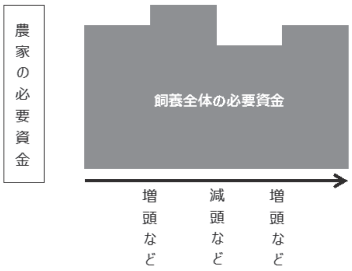

資金需要発生イメージ

・生産費支出（素牛費＋飼料費等）と肉用牛出荷代金収入の差分だけ資金手当が必要になる

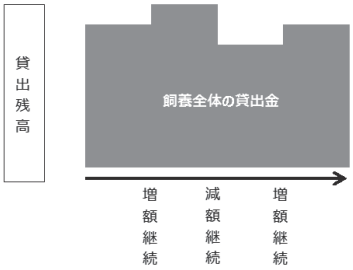

貸付方法の具体例

・必要運転資金（棚卸資産+売上債権-仕入債務）を算出し，短期資金枠を設定。
・一定期間（半期）毎に極度額の見直し（素畜費，飼料費，飼養頭数等の変動を確認）。

えており、更に農業資金全体としても地域の声を反映しながら農業者の経営発展段階に応じた各種農業資金の整備に取り組んでいますが、平成二八年一二月に全道ＪＡ統一要綱資金として「ＪＡ畜産等経営資金」を創設するとともにＪＡ融資の補完的役割を果たすため、併せて「信連畜産等経営資金」を創設しています。

これにより、農業者の多様な短期・中期運転資金ニーズに対して、より一層の円滑な資金融通に取組んでいます。

四．おわりに
～農業振興発展における信用事業の役割・効果～

規制改革推進会議でのＪＡに対する問題意識は「ＪＡが信用・共済ばかりに力を入れ、農家組合員の本業である農業に注力していないのでは」というのが発端であると認識しています。

更に平成二八年一一月の規制改革推進会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」においては、「農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務付けるため、農業者の経営発展の阻害要因となっている。」とのことから、「クミカン制度の廃止」という提言がなされましたが、最終的には、自民党の政務調査会にて「クミカンは農業者から支持されており、廃止するのではなく現場の意見を取り入れて求められる機能が十分に発揮できるよう改善すること」になったと認識しています。

一方、北海道におけるＪＡ信用事業は、その考えとは全く逆で農家組合員とＪＡが農業に注力するための仕組みとして、営農・販売・購買・信用の各事業が密接に連携して運営しており、その象徴が「クミカン」に代表にされるものと考えており、現在の営農資金供給方式が最も効率的かつ最適な仕組であると認識しています。

農業地帯である北海道のＪＡ信用事業にとって、どのような事業運営方式が農業者及びＪＡが農業に注力でき、所得向上にさらに繋がるのかという視点で今後も取組みます。

地恵地楽（ちけいちらく）で地域と関わる

高木農園　高木　智美

◆播種作業が始まりました

こんにちは。効率的な農作業、充実した畑作経営。どうも！キャリア農婦です。

今年も春の播種作業が始まって二ヶ月が経とうとしています。嫁に来て今年で一〇回目の作付けは、冬の間にたくさん話し合って段取りに無駄のないよう努めていますが、今年はなんといっても「寒い！」。こんなに汗をかかない播種作業があったかと。厚手の作業着で動き回る日が多かったです。

羊蹄山麓はそこそこ雨に当たり、水分が有り条件は悪くないと思いますが、気温が低いので畑の乾きが悪く、そこで播種作業に徐々に遅れが出きます。「慌てない。待つの。」とかお笑い芸人のネタで妄想に駆られています。

それでもだいたい例年通りに馬鈴薯、豆類の播種が終わり、あとは人参が出荷調整されているので、七月一〇日近くまで一週間から一〇日間の日数をずらし播種作業は続きます。

農繁期に一番私自身が「無駄」と感じていることは、喧嘩を含めた揉め事です。これからいざ！蒔くぞ！という時に些細な喧み合いが始まるのが、本当に無駄な時間ですね。そんなことを解消するのは冬の間に十分夫婦で打ち合わせをする。それに伴う喧嘩や揉め事は冬の間に十分する。北海道は冬の農閑期があり、畑作は一年に一作しかできないので、失敗したくない思いが強いです。だから農業女子プロジェクトで知り合った友達に話を聞くと本州の農業は一年の播種、管理、収穫のサイクルが北海道より短く、確定申告の時も収穫作業があるので驚きます。

さて、人参以外は播種も終わったので、これからは管理作業に移ります。「足で稼ぐ嫁」の出番です。余談ですが「稼

高　木　智　美（たかぎ　ともみ）さん

・昭和53年生まれ　後志管内京極町出身
・家族構成は夫と夫の両親、子供２人の６人家族
・平成12年実家で就農、平成18年結婚、平成20年両親から経営移譲を受ける
・羊蹄山麓の京極町で畑作中心に32haの経営
・北海道若手女性農業者団体「LINKS」、農業女子プロジェクトなどに参加
・平成28年から個人で栽培、販売している白小豆が商品化。「白小豆どら焼き」として、まずは地元で愛される商品になるように、コンセプトは「地恵地楽：ちけいちらく（地元の恵みを地元で楽しむ）」です！

ぐ」と「嫁ぐ」という字は似てますね。「稼ぐ」の禾（のぎへん）は稲の穂先の象形文字だそうです。昔は「お米＝収入」だったので禾（のぎへん）はお金に関する字につけられるのでしょうね。じゃ、「嫁」は?というと、分かりません。ググりましょう。

◆京極町　共生型地域福祉拠点

現在、京極町福祉協議会での活動に参加しております。話は今年初めに戻りますが、一月に声を掛けられ以降協力参加しております。町内の空き家を改築。「共生型地域福祉拠点」とし、町民に活用していただくのが目的です。

住民作戦会議と称し昨年十二月から会議を重ねています。会議の参加者は町民です。その中では一人一人の「得意」「やりたいこと」が地域課題の解決に繋がるかもしれない。さらに明るく元気な京極町になればいいなとの思いもあります。

具体的にはまずは三月一八日～二〇日の三日間のプレオープンイベントに向けての話し合いです。会議の参加者は幅広く、若い母親や元教職、同じ農業者、協力隊の方もおり、様々な「得意」と「やりたいこと」がありました。

農業者として私が協力できることとして、昨年、髙木農園で商品化された「白小豆どら焼き」をイベントで販売しようと思いました（いつか商品化の話を書きます）。一個三〇〇円で販売されているどら焼きを一個二五〇円の町民還元価格とし、三日間で二〇〇個の販売を計画しました。「地恵地楽（ちけいちらく）」地元の恵みを地元で楽しむ。これは白小豆の栽培を通して、どら焼きという商品になった時に私が想い描いた言葉です。地元で愛される商品になって欲しいと思い

ます。だから今回のイベントにも惜しまず協力しようと思いました。

イベント当日、まだ雪が多く残る寒い中でしたが改築された空き家では人が溢れ、おかげさまで白小豆どら焼きは一九〇個が売れました（惜しい！）。その他にもワークショップや料理、展示などでイベントは盛り上がり三日間を終えました。

［問題点］

プレオープンイベントは成功したと思いますが、此処からが新たな出発だと感じました。

①まだしっかり町民全体に拠点の周知・認知が行き渡っていないこと。

②ワークショップやイベントの継続がまだ不足していること。

③福祉協議会＝ボランティア＝無料と思われていること。

この三つは私自身が問題だと思っていることです。①と②はすぐに解消できそうです。問題は三番目。この地域福祉拠点の運営は補助金で賄われている部分があります。寄付を「夢基金」と名付け、そちらからと共同募金A配分の二つ。

・一年目夢基金から約一五〇万円、共募A配分から五〇万円。（初年度のみ）
・二年目　夢基金から約一〇〇万円。
・三年目　夢基金から約三〇万円。
・四年目以降はありません。

この拠点の年間の維持費・固定費に約一六〇万円かかります。今年は賄えても来年以降、足りない部分は費用を捻出しなければなりませんが・・・安易に「また募金をしていけばいいじゃん」って考えていたら、この拠点は続かないと思います。お金を生み出す運営が理想なのでしょうが、まずは拠点を絡めて町民でお金を回るような運営にしていくのが今のベストなカタチかもしれません。

◆ 軽トラ・朝マルシェ

共生型地域福祉拠点での周知・認知を強化できればと考え、農園の軽トラを使って旬の野菜や加工品を販売しようと計画しました。

この町の特徴として、やってみて更に成功させると定着していく傾向があります（辛口でスイマセン）。だから協力農家さんをいきなり募集はせず、声を掛けたのは少数で。実家である「ゆう・ゆうふぁーむ」様がグリーンアスパラガスを出品。私は白小豆どら焼きを。そして低温でアスパラガスの収穫量が少ないことから、仲良くさせてもらってる三笠市の「のみやまファーム」様からブロッコ

▶共生型地域福祉拠点での「軽トラ・朝マルシェ」

▶喜茂別町の農業女性「小松平文奈」さんと

リーとカリフラワー。JAようてい京極支部女性部の加工品である、人参ジャムや切り干し人参・ごぼう。

そして、今回、心強い協力者が現れてくれました。喜茂別町の農業女子「小松平文奈」ちゃん。グリーンアスパラガス、ホワイトアスパラガスの出品と共に売り子も一緒にしてくれました。畑が隣同士、そして以前のトラクター講習会にも参加していただいた農家のお嫁さんです。

「自分の栽培している農産物を見比べたり、消費者と直に話をして勉強したい」という強い想いに惹かれました。当日はホワイトアスパラガスの美味しい茹で時間の説明書を自分で作って、お客様に配っていた姿を見て、誘って良かったなぁと思いました。彼女にはこれからもマルシェに携わっていただきます。

マルシェは六・七月第二・四土曜日、朝七～九時の二時間を計画。農業女子P

▶「きょうごく楽しみ隊」のメンバー
会長は大木二朗さんです。

Jで参画している企業、「東洋ハウジング」様の協力を得て、マルシェキッドをレンタルしそれを使って軽トラの荷台で販売。

一回目の軽トラ・朝マルシェは六月一〇日土曜日。当日は悪天候の土砂降りマルシェになってしまいました（笑）。

それでも傘をさして来ていただいたお客様には心から感謝しました。寒い土砂降りでも心は温かく、二時間で加工品以外は全て売り切る事ができてホッと安堵。次回の六月二四日にはもう少し農産物の品目を増やせるように努力したいと思います。

私自身も小さいけれどマルシェを企画したのは初めてでしたが、楽しめましたし、畑作だけでなく自分に合った野菜を栽培していこうと思いました。

◆きょうごく楽しみ隊！

六月一九日大安に設立総会を開き、農・商・工・福祉・行政の様々な業種の人が集まり、「きょうごく楽しみ隊」という会を設立することになりました。目的は、京極町を自らの力で明るく楽しい町にするため、魅力あるまちづくり活動を推進することです。

京極町は体育館、図書館、プールなど施設は充実していますし、子育ての面でも保育料第二子以降の免除、給食費も第二子以降免除など、そして水道料金も道内でも基本料金は低い方で暮らしやすい方だと思いますが、おもだった特産品は・・・など、少しだけ物足りなさもあります。そしてやはり少子高齢化は感じます。

今回、この会を立ち上げる意味はとて

も大きく、様々な業種が協力し合うと出来ることの幅も広がりをみせるはずです。会の名前も子供から高齢者までわかりやすく『きょうごく楽しみ隊』。その名の通り、京極町で京極町を楽しんでもらうワケです。

計画中のイベントは三つ

・フットパス（町内をトレッキングし知る）

・ビアガーデン（町民同士の交流）

・デイキャンプ（子供達に楽しんでもらう）

立ち上げたばかりでこれからイベントが始まりますが、農業者として協力できることはしたいと思いますし、私自身も京極町を楽しみたいです。

今年は我が町、京極町を「地恵地楽」でガッツリ関わりを持ちたいと強く感じています。「あー！京極町に住んでて良かった‼」と思える町民が増えることを祈ってます。

▶春の播種作業
羊蹄山にはまだ雪がたくさん残っています

北海道農業における担い手確保問題と集落機能について

当研究所では平成二五年度から集落問題の専門家による研究班会議を設けて農村集落問題の調査研究を進めており、昨年三月には中間報告書を取りまとめました。

二八年度も同じメンバーで「北海道農業における担い手確保問題と集落機能について」の調査研究に取組みました。

その研究内容の概要について四回に分けて紹介しています。

今回は最終回です。研究班の座長である北大の柳村俊介教授に北海道農業の実態に即した集落対策のあり方について解説いただきます。

北海道における集落対策の課題

北海道大学　大学院農学研究院
教授　柳村俊介

一．集落対策の登場とその拡充

本論のテーマである「集落対策」は主に総務省が使用している行政用語である。集落対策はどのように政策課題として浮上し、現在、いかなる位置付けを与えられているのだろうか。

集落対策が最初に登場するのは、総務省に設置されている過疎問題懇談会が二〇〇八年四月に出した「過疎地域等の集落対策についての提言―集落の価値を見直す―」である。一九七〇年に制定された過疎地域対策緊急措置法の後、一〇年毎に過疎

対策立法が制定され、過疎地域市町村を対象とする過疎対策が講じられてきた。集落対策はこの過疎対策に関する検討のなかで登場したのである。

二〇〇八年の提言は集落を対象とする対策の必要性を強調するものである。過疎地域が抱える問題が深刻化する中で「集落の価値について改めて見直す必要がある」とし、「時代に対応した集落のあり方に近づくためには、まず集落の住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していくことが重要である」との考えに立っていた。ごく当然のことのように感じられるが、提言が「地域によっては市町村行政の集落への目配りが十分に行われていないのではないかという懸念」を表明していることからすると、市町村をテコ入れしつつ、集落レベルでの対策の積み上げを通じて過疎対策を強化するねらいが込められていたと見られる。提言の具体的内容は、①集落支援員の設置、②集落点検の実施、③集落のあり方についての話し合いの促進、④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策であり、総務省は市町村への周知と助言等の支援を行うよう同年八月に都道府県に通知している。

この集落対策に厚みが加えられていく。まず、翌二〇〇九年度から地域おこし協力隊の事業を開始し、集落支援員による内部のサポート人材に加えて外部人材を投入する道を開いた。推進要綱で「生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて・・・都市住民のニーズが高まっている」と記しているように、田園回帰の流れを踏まえた対策として打ち出された。

さらに、過疎地域等自立活性化推進事業および過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業といったソフト事業が開始された。改正過疎地域自立促進特別措置法が二〇一〇年に施行されたのを受け、過疎対策事業債の対象を拡充し、ソフト事業の強化をはかることにした。前者の過疎地域等自立活性化推進事業は産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等を内容とするもので、二〇一〇年から開始された。後者の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は二〇一五年から開始されたもので、基幹集落を中心に複数集落のまとまりを形成し活性化をはかる「小さな拠点づくり」のための対策として位置付けられている。

以上は総務省が取り組んでいる集落対策の流れだが、共通の問題意識に立脚し、密接に関連する政策が他の省庁でも取り組

まれている。例えば、小さな拠点形成について見ると、国土交通省は二〇〇八年の国土形成計画（全国計画）で「維持・存続が危ぶまれている集落が存在している」と認識し、研究会や検討会を通じて小さな拠点づくりに関する検討を重ねた。二〇一三年三月には「『小さな拠点』づくりガイドブック」を作成、二〇一五年八月の第二次国土形成計画（全国計画）では対流促進型国土の形成を基本コンセプトとし、その中に「集落地域における小さな拠点の形成」の課題を位置付けた。

農林水産省も二〇〇七年度から農地・水・環境保全向上対策等の地域政策を政策の柱に据えたが、二〇一五年度に農村集落活性化事業を実施する等、小さな拠点の形成を目指す対策を講じている。

そしてこれらを強力にバックアップしているのが第二次安倍政権の掲げる地方創生である。国は二〇一四年一二月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方自治体にも「地方版総合戦略」等の策定を求めた。国の総合戦略では、二〇二〇年までに達成すべきKPI（重要業績評価指標）として小さな拠点を一、〇〇〇箇所、地域運営組織を三、〇〇〇団体形成することとしている。地域運営組織は「地域住民自らが生活サービスの提供やコミュニティビジネスの事業主体となり得る地域住民主体の組織」(注1)と定義されているもので、二〇一六年三月に公表された報告書では全国四九四市町村において一、六八〇団体が小学校区等の範囲で設置されているとの調査結果が紹介されている(注2)。

このように、集落対策は、サポート人材の投入による集落点検等の取り組みの支援から始まり、一〇年足らずの短期間においてスモールビジネス振興、小さな拠点形成、地域運営組織によるコミュニティビジネス展開を進める諸政策によって拡充され、現在は複数の省庁にまたがる重要政策課題としての位置付けを与えられるに至った。

二、北海道における集落対策

国の動きと並行して北海道でも集落対策についての検討や取り組みが進められてきた。二〇〇八年に過疎地域を考える懇話会を設置するとともに、集落の概況把握に向けた過疎地域・高齢化集落状況調査や集落支援員活用モデル事業を実施している。翌二〇〇九年には市町村との意見交換、さらに北海道市町村振興協会による過疎・高齢化問題集落への対応策に関する調査研究報告書のとりまとめがなされた。また、二〇一一～一二年にかけて北海道集落対策促進会議を設置し、集落実態調査を実施

しながら集落問題の検討を行った。それらを踏まえ二〇一三年三月に「北海道における集落対策の方向性」をまとめ、これが現在に至る集落対策の基本方針となっている。

この文書では、取り組みの基本的な考え方として①集落対策の必要性など危機意識の共有、②地域特性や課題に応じた対策、③多様な主体による役割分担の三点を掲げ、これらを通じて地域の主体性に基づく集落対策を確立することを謳った。その上で、二〇一三～一四年度を集中対策期間、二〇一五～一七年度を対策定着期間とし、集中対策期間に三箇所でモデル地区を設定、施策の実施とその検証を行うことにした（集落総合対策モデル事業）。また、集落問題研究会の設置、集落問題地域フォーラムの開催、集落地域リーダー養成講座の開催等を内容とする集落総合支援事業、デマンド交通導入・巡回販売買物支援・空き家・空き店舗活用等の取り組みを支援する集落維持・活性化促進事業を実施する方針を掲げていた。

表　北海道における集落対策の取り組み（2013～2016年度）

基本的な考え方	取り組みの内容
①集落対策の必要性など危機意識の共有	集落問題地域フォーラム（2013） ガンバル集落サポート事業（2014） 北海道元気なふるさとづくり交流大会（2014～）
②地域特性や課題に応じた対策	リーダー育成（2013～） 「ガンバル集落」人づくり事業（2014） 集落総合対策モデル事業（2013～14） 集落維持活性化支援事業（2015） 「ガンバル」集落元気創造事業（2014） 集落生活支援複合サービス推進事業（2015） 都市人材誘致育成推進事業（2015） いなか暮らし応援プログラム推進事業（2015） 集落問題研究会の開催（2013～）
③多様な主体による役割分担 （横断的なサポート体制の確立）	集落支援人材ネットワークの構築（2013） 集『楽』づくりサロン（2014～）

資料：北海道総合政策部地域創生局地域政策課作成の資料による。

二〇一三～一六年に実際に行われた主な対策は表に示すとおりだが、ここに記載された以外にも「北海道集落対策ハンドブック―集落の明日の暮らしを考えるヒント―」の公刊（二〇一四年三月）等の取り組みがなされている。

三．集落再生のモデルを想定することの難しさ

上記の中で北海道が大きな力を注いだのが集落総合対策モデル事業とそれを継続した集落維持活性化支援事業である。公募で採択された三箇所を基幹産業別モデル（占冠町）、高齢化別モデル（幌加内町）、再編統合別モデル（深川市）として位置付け、集落対策を集中的に実施するという実験的な取り組みを行った。ただし集落対策を進めていく上でこの三つが集落再生に向けたモデルになるということを想定したものではなさそうだ。モデルの名称は各地区の取り組みの特徴を表現したものと見られる。

通常であれば、集落再生のモデルを想定し、それに近づけるように集落対策を実施するというアプローチをとるであろう。しかし、集落再生のモデルを想定することは容易ではない。こ

のことについて少し踏み込んで述べてみたい。

本誌第一〇四号で論じようように、北海道の農村集落は都府県にはない際立った特質をもつ(注3)。第一は散居制という空間的な特質である。第二は農業経営者を中心とする農事組合型の集落であり、組織的な特質をなす。このような北海道特有の農村集落は農業開発を進めるにはたいへん好都合だったが、過疎化が進むと、集落を維持するための種々のコストが嵩むことや現役の農業経営者の負担が過大になるといった問題を抱えるようになる。農業開発が一段落し、成熟した定住社会を構築すべき時に、従来型の集落を維持してきた条件が崩れつつある。

では、これまでの散居制や農事組合型の組織という農村集落の根幹を転換し、成熟した定住社会への脱皮を急げば良いではないかと多くの人々が考えるであろう。具体的には、散居制から密居制（集住）への転換、そして農業経営者中心の農事組合型集落から全住民によるコミュニティへの転換が課題となる。だが、前稿で詳しく述べたように、これらは「言うは易し」の難題であり、多くの困難が立ちふさがる。従来型集落の特質を逆転させて新たな集落の像を描くことは可能だが、それを実現するためのプロセスを描くことができないのである。

このように、集落再生のモデルを想定することの難しさは実現プロセスをいかに描くという点にある。いったん出来上がった農村集落の根幹を変えるには長い時間と粘り強い取り組みが必要になるのである。

四．「公助を前提としない共助」システムの構築

北海道における集落再生は住民の主体的取り組みを基本とするものにならざるをえないと考えられるが、このことについても北海道の農村集落は府県とは際立った違いを見せる。それは農村集落の自治的性格についてである。

先に述べた集落支援員による集落点検、複数の集落にまたがる集落ネットワーク圏＝小さな拠点の形成、地域運営組織の設置といった一連の集落対策は、共助社会の再構築を目指すものである。政策が向かう方向は、住民が自ら問題を解決する自治的なコミュニティの形成であることは疑いない。

国の対策のいくつかについて北海道の実績を見てみよう。

二〇一六年度に集落支援員を配置した自治体は全国で二八一（四府県二七七市町村）、人数は専任一、一五八名、兼任三、二七六名であった。都道府県別の詳細は専任支援員についてだけ示されている。全国では二三〇自治体だが、北海道では一六市町（三四名）である。自治体数で全国の七％、支援員数で三％のシェアになる。他方、同じ年度に地域おこし協力隊員を配

置した自治体の数は全国で八八六（一一道府県八七五市町村）、隊員数は三、九七八名である。北海道は一二七市町村と道に五四〇名が配置され、自治体数・隊員数ともに全国の一四％のシェアを占めた。集落支援員よりも地域おこし協力隊の投入に熱心な自治体が多いが、北海道ではその傾向が顕著に現れている。

先に挙げた総務省の地域運営組織に関する調査報告書によると、北海道では三九市町村に七八組織がある。地域運営組織がある市町村の割合は全国平均三一％に対し、北海道は二二％にとどまる。また、同じ時期に総務省が公表した調査報告書(注4)によると、集落ネットワーク圏が全国七九七市町村中一三六市町村において九六九確認された。北海道では一四九市町村中三市町村で、ネットワーク圏数も三にとどまった。

これらの調査結果から受け取ることができるのは、自治的なコミュニティ形成を目指す国の対策に対し北海道では積極的な対応が容易ではなさそうだという印象である。

もともと「自治村落」の長い伝統をもつ府県の農村集落に対し、北海道の農村集落は行政や農協等の農業団体との関係が強い。行政サービスや農業事業を効率よく利用できるように農村社会が形成され、その主要な要素として農村集落が存在してきた。つまり「公助を前提とした共助」のシステムとして農村集落が形成されており、集落は「窓口組織」としての機能を果たしてきた。これは必ずしも弱点であるとは言えず、農家や住民の出入りが激しく戸数規模が零細化しても、集落を維持することが可能になるといったメリットもあった。

しかし、「公助を前提とした共助」のシステムを維持することが困難になるにつれ、「公助を前提としない共助」のシステムへと移行することが求められている。共助を基本とする自治的な集落を形成し主体的に問題を解決する力を向上させることによって、散居制や農事組合型の集落の根幹を変えていく取り組みにつながることが期待される。北海道の農村社会が直面しているのはこのような難題である。

注1　地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議「地域の課題解決を目指す地域運営組織―その量的拡大と質的向上に向けて―（最終報告）」、二〇一六年、四頁。

注2　総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」、二〇一六年三月。

注3　柳村俊介「北海道における農村集落問題の特質」、『地域と農業』、第一〇四号、三〇～三五頁、二〇一七年を参照。

注4　総務省地域力創造グループ過疎対策室「集落ネットワーク圏を担う人材の確保とつながりの構築に関する調査報告書」、二〇一六年三月。

連載　わがマチの自慢　No.14

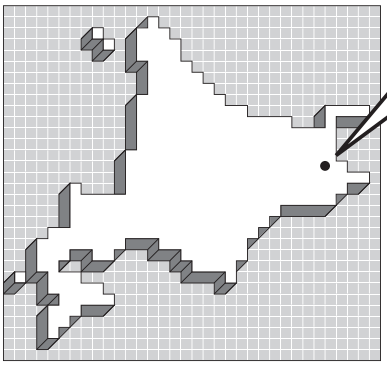

別　海　町

「大気・森・川・海を育む酪農郷」を目指して

別海町は、昭和三〇年代のパイロットファームや、昭和四八年から五八年にかけての新酪農村の建設などを経て半世紀余りのうちに一大酪農郷を築いてきた。現在では、六万haもの広大な草地に一〇万頭を超える乳牛が飼養され、年間の生乳生産量は四七万トン、農業産出額（乳用牛）は五五〇億円と、酪農王国北海道において、いずれも一割を超えるウェイトを占める日本一の酪農生産のまちである（表）。

もう一方の基幹産業である漁業は、沿岸のさけ・ますやホタテ漁が中心になっており、明治から続く打瀬船漁による北海シマエビが特産物として知られている。

町内には、摩周湖の伏流水に端を発する大小さまざまな河川が流れ、その豊かな水資源が酪農業と漁業の発展を支えてきた。また、海岸線にはラムサール条約登録湿地に指定された野付風蓮自然公園がある。

表　別海町酪農が北海道に占めるシェア（平成27年）

区　　分	単位	別海町（A）	北海道（B）	A／B
経営耕地面積（牧草等）	ha	59,992	505,350	12%
乳用牛飼養経営体数	経営体	727	6,479	11%
乳用牛飼養頭数	頭	100,160	796,524	13%
生乳生産量	千t	469	3,868	12%
農業産出額（乳用牛）	億円	548	4,317	13%

資料：2015農林業センサス、生産農業所得統計、別海町調べ

別海町農業・農村振興計画

別海町では、平成二八年七月に計画期間を平成三七年度までの一〇年間とする「別海町農業・農村振興計画」を策定している。その概要版には、『「大気・森・川・海を育む酪農郷」を目指して』をキャッチフレーズとして掲げ、「別海町固有の優れた可能性を最大限に発揮し、町民はもとより国民の期待に応えていけるような農業・農村の確立を目指して、「環境」「個性」「信頼」の三つの視点から描いた将来像を柱に、別海町の農業・農村の振興を図っていきます。」とある。

環境に調和した草地型（循環型）農業の推進と良好な水環境の保全、美しい農村景観・農場環境の創造により郷の「環境」を育み、多様な担い手が支える安定した農業経営の確立、活力に満ち心豊かに暮らしていけるオンリーワンの地域づくりにより多様な「個性」を磨き、消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産活動の推進、地域資源と創意工夫を活かした幅広い連携や地域交流活動の推進により消費者との「信頼」を築こうという戦略である。

今回は、こうした三つの柱に沿った別海町の取組みの一端を紹介したい。

郷の「環境」を育む取組み

畜産環境に関する条例の制定

急激に酪農の大型化が進んできた別海町では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」施行後も、家畜ふん尿の河川への流出事故の発生が相次ぎ、今後の農業と漁業の持続的な発展に与える影響が心配される状況であった。町内には、西別川など五つのさけ・ます増殖河川がある。水資源の保護や自然環境に負荷をかけない酪農・畜産の展開が重要な課題ととらえていた町は、基幹産業である農業と漁業が将来にわたって共存共栄していける社会を築こうと、平成二六年四月に「別海町畜産環境に関する条例」を制定した。家畜排せつ物法の管理基準や水質汚濁防止法、廃棄物処理法に違反することのないよう、町として規制基準を設け、対応しようというねらいである。

条例では、①町、事業者（酪農業又は畜産業を営む者及び

その者から農作業の委託を受けた者）及び農業団体が自らの責務を自覚し、自主的かつ積極時に取組むこと、②豊かな自然環境を未来の世代に継承していくこと、③将来にわたり農業と漁業が共存共栄していける社会を構築していくことの三つを基本理念とし、町、事業者、農業団体それぞれの責務のほか、施策の基本方針や事業者が守るべき規制基準などが定められている。

規制基準の内容は、家畜排せつ物貯留施設の適正使用やパドック内に排せつ物を堆積したり、泥濘化したりしないよう管理することなど「家畜排せつ物の適正管理」、スラリーや堆肥を土壌凍結しているときに散布をしないことや河川に流入しないよう散布することなど「スラリー及び堆肥等の適切な散布」、雑排水は公共用水域に流入させないことなど「雑排水の適切な処理」、乳牛の飼養規模は家畜排せつ物が適正に管理及び処理できる範囲とすることなど「乳牛の飼養規模の範囲」などとなっている。

特に、全国で初めて面積当たりの乳牛の飼養規模を示したことは注目に値する。この規模は、農業分野における地下水の硝酸汚染防止のためのリスク評価指標として使われている「窒素環境許容量」を踏まえて算出されたもので、搾乳牛（二産以上）換算頭数でヘクタール当たり二・一三頭としている。これを超える場合または規模拡大等により超える見込みがある場合は、国が定める環境基準を超える恐れがないよう、町、農協及び事業者の間で牛の預託や堆肥等の広域利用状況などの確認をとり、環境負荷の低減に努めるよう適宜指導を行うこととしている。

規制基準の違反については、事業者の自発的な対応を促すため、はじめに、町や農業団体等で構成する家畜排せつ物指導チームによる「改善指導」を行う。指導を受けても一定の期間後に改善されない場合や改善の意思がない場合は、段階的に町長による「改善勧告」、「改善命令」が発せられ、最終的には、「事業者の氏名や改善命令の内容が公表」されることになる。なお、家畜排せつ物法等の違反に該当する事案は法律に基づき処罰される。

規制基準については、事業者の準備期間として、また町が必要な施策を実施するため、三年間の猶予期間を置き、本年四月一日から施行されている。

地域を支える大事な基幹産

環境を守るための植樹活動にも熱心に取り組んでいる

業である酪農業と漁業が、未来の子供たちに誇れる産業として、将来とも発展できる基盤を何としても作っておきたいという強い決意が反映した条例である。

大型バイオガスプラントの稼働

一方、別海町はバイオマス利活用による持続可能な循環型社会を構築するため、家畜ふん尿の有効活用に取り組んでおり、平成二五年六月には、「バイオマス産業都市」の認定を受けている。

平成十一年に後述する酪農研修牧場にバイオガスプラントを建設、翌十二年には酪農家の遊休スチールサイロを改造したバイオガスプラントの設置や㈱寒地土木研究所によるプラントの建設など、町内で実証試験が重ねられてきていた。

家畜排せつ物の適正な管理及び処理について町が抜本的な対策を模索していたところ、三井造船㈱からバイオガスプラントを町内に建設したいとの打診があったことから、三井造船㈱と町、関連する二農協の出資による別海バイオガス発電㈱を設立、平成二七年七月から施設が稼働した。施設は、家畜排せつ物を原料とした国内最大級のバイオガス発電施設であり、固形ふん尿も原料としたプラントは国内には存在しない。

原料については、周辺農家約九五戸と原料供給契約を結び、一日に乳牛約四千五百頭分に当たる二八〇トンの排せつ物を受け入れ、バイオガス発電で得られた電気全量を電力会社に売電している。施設規模は、ガス発生量一二、〇〇〇㎥／日、売電量一〇、〇〇〇MWh／年となっており、副産物の消化液、再生敷料は事業参加者へ有償で配付されている。この施設の特徴は、酪農家の要望に応じ、堆肥等の固形物原料の受入れが八割に達していることだ。これによって堆肥の野積みを防止することができる。また、消化液は肥培効果に優れており、臭いも大幅に緩和されているとのことである。

バイオガスプラント

多様な「個性」を磨く取組み

新規就農支援の先駆け酪農研修牧場

別海町酪農においても農家戸数の減少は深刻な課題である。基幹産業である酪農の発展のためには、関係者が一丸となってこの課題に取り組む必要があり、町では平成八年

一二月に酪農研修牧場を開設し、平成九年度から研修生の受け入れを開始した。以来二〇年にわたり全国から酪農をめざす若者を集め、酪農の基礎知識から実践的な技術研修を行い、就農に向けた支援を行ってきた。

研修牧場は、一九〇haの牧草地を有し、牛舎やバンカーサイロなどの施設、トラクターをはじめとした各種の農業機械が整備されているほか、事務室や研修室、図書室などを備えた研修館や研修生の住宅などがある。施設は町が整備し、町および三農協が出資する㈲別海町酪農研修牧場が管理運営を行っている。

研修生は夫婦での受け入れを基本としている。研修期間は原則三年間とし、他所での実習等の経験や力量に応じて研修期間を短縮している。また、研修生は研修期間中牧場の臨時職員として雇用し、夫婦で月額約三〇万円の給与を支給する。住宅は月額三万円で借りられ、生活面からも安心して研修できる環境を整えている。

研修カリキュラムもしっかりしている。実践研修と座学研修が基本で、実践研修では、乳牛の飼養管理や搾乳、牧草の収穫調製や草地管理、農業機械の操作など地域の実態に即した酪農全般の実技研修を基礎から応用、就農準備まで段階的に行っている。場長を含め四名の指導員が常駐し指導に当たっている。座学研修では、実践研修を補完するため、試験場や普及センター、農業共済組合、農協などの専門家による技術や経営に関する講義を週一回程度、年間を通して行っている。これらの講師陣は、研修生の就農後の人脈作りにも生かせるよう配慮されている。

このほか、特別研修として、入所時にトラクターの運転免許のない研修生については、大型特殊免許を取得してもらい（自己負担）、牧場内の草地管理作業や牧草収穫作業、トラクターなどの点検・保守管理の実習を行っている。また、研修生の状況に応じて、

酪農研修牧場

研修牧場研修館

一年程度の協力農家における研修や半年程度の酪農ヘルパーの体験研修を組み入れることも可能である。さらに、牧場内には、家族経営を想定した繋ぎ牛舎と大型経営を想定したフリーストール牛舎があり、交互に実習することにより、将来の経営スタイルを考える際の参考となるようにしている。

研修修了生は基本的に農場リース事業を活用して就農している。就農時には、町と農協から就農奨励金としてそれぞれ三〇〇万円が交付されるほか、町からは三年間のリース料や固定資産税相当額の助成も行われている。これまでに夫婦八六組、独身者五名を受け入れし、七二組が就農している。このうち七〇組は別海町内および隣接する根室管内の市町に就農しており、担い手の確保に大きな役割を果たしている。

こうした先導的で優れた新規就農者支援システムを有しているが、町では年間約二〇戸の離農があるなか、新規就農は年平均三戸ほどであり、まだまだ絶対数が足りないと考えている。加えて近年は雇用環境が改善しているせいか夫婦での研修希望者が少なくなっているとのこと。町では募集方法やPR方法の改善、対象を夫婦にこだわらないこと、多様な就農形態への対応などを検討しているとのことであった。

なかしゅんべつ未来
牧場の新たな取組み

㈱なかしゅんべつ未来牧場は、昨年一〇月、中春別農協等が出資して設立した会社で、農協の哺育育成預託事業を引き継いで行っているが、今春からは搾乳部門を新設し、酪農研修センターとして開設した。町の酪農研修牧場の農協版研修施設であり、別海地域担い手育成総合支援協議会や酪農研修牧場とも連携し、新規就農のほか、地域内労働力の確保等担い手の育成確保にむけた研修に取り組むこととした。現在、夫婦二組と単身者一人の五名の研修生を受け入れスタートしている。ここでも研修生は社員として雇用されており、また、単身者は別海高校農業特別専攻科に通いながら研修している。敷地内には研修生の住居や研修棟も整備されている。

未来牧場搾乳舎

この研修センターの特徴は、家族労働を主体とした経営を目指すことを想定した施設にある。夫婦二人の家族労働を基本とした規模として搾乳牛頭数八〇頭の繋ぎ牛舎とし、搾乳ユニット自動搬送装置や

自動給餌機、餌寄せロボットなどを整備して省力化が図れる施設としている。牧場では、「研修生が就農する際に自分の経営に合った省力化機器を選んで欲しい。また、既存農家にも参考にしてもらいたい」と話している。中春別農協管内では酪農家の一割程度が新規参入者だが、町の研修牧場に続く新たな支援システムが動きだした。

消費者との「信頼」を築く取組み

牛乳のまち別海と消費者をつなぐ広告塔「㈱べつかい乳業興社」

町の酪農研修牧場で生産された生乳のほとんどは㈱べつかい乳業興社へ出荷され製品化されている。「べつかいの牛乳屋さん」をはじめべつかいブランドのバターやチーズ、ヨーグルト、アイスクリームなどが地元をはじめ全国の消費者に届けられている。また、道内の菓子店等と連携して新たな商品づくりを進めるなど、べつかいブランドの普及に大きな役割を果たしてきた。さらに、平成二五年からはベトナムなどにアイスクリームを輸出するなど、国内外に販路を拡大し五億円を超える年間売上額となっている。

乳加工体験施設では酪農家や町民にチーズなど乳製品加工の指導や、町とも連携した高齢者や乳幼児、妊産婦等に対する無償の福祉牛乳の提供、釧路・根室管内への学校給食用牛乳の提供など、地域住民への貢献や牛乳の地産地消にも取り組んでいる。

昨年、こうした取組みが高く評価され、地域資源を活用した農山漁村活性化の優良事例を表彰する内閣官房と農林水産省の「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（第三回）においてグランプリを獲得した。㈱べつかい乳業興社は酪農のまち別海を全国にPRする広告塔として、町民から大きな期待が寄せられている。

酪農工場

牛乳の消費拡大に「別海ジャンボホタテバーガー」

別海ジャンボホタテバーガーは、新ご当地グルメグランプリ北海道で初代グランプリに輝くなど三年連続（平成二二～二四年）してグランプリを獲得し、殿堂入りを果たしている。

町内では、ジョッキ牛乳と

セットで出す「別海ジャンボ牛乳&別海ジャンボホタテバーガー」がルールと聞いたので、提供店の一つに立ち寄ってみた。

まず驚いたのがジャンボジョッキ牛乳の量だ。基本五〇〇㎖となっている。次に驚いたのは、自分で組み立てることだ。説明書を見ながら野付湾でとれた肉厚のホタテを包んだ春巻きにマヨネーズをかけたレタスと玉ねぎのマリネを重ね、二種のソースを塗った四角いバンズに挟む。このバンズは北海道産の小麦粉と水の代わりに別海牛乳を使っているという。最後にご当地キャラの「別海りょウシくん」の旗を立て、ホタテ貝殻の上に載せて完成だ。出来上がってから回りをよく見ると背中側の壁に「別海ジャンボホタテバーガーを注文のお客様へ」という貼紙があるのが目に入った。赤字で「別海ジャンボジョッキ牛乳は別の飲み物に変えることはできません!」とある。その下に訳が書いてある。「ジャンボホタテバーガーは別海町生乳生産日本一のためにできたメニュー」なのだと。地元産ホタテPRのためだけに作られたのではなく、別海の牛乳と合うように、セットで提供するメニューにしたのだと。

別海ジャンボホタテバーガー

「別海りょウシくん」

「牛乳は一気に飲むのではなく、バーガーを一口食べたら飲むを繰り返してください。牛乳とバーガーがいっそう美味しく召し上がれます。」、最後に再び赤字で「別の飲み物に変える場合は別料金になります」。提供者のこだわりが一番の驚きだった。

〈取材後記〉

最近の新聞紙上でも、別海町内ではコントラクターやTMRセンター、哺育育成預託施設の整備、ヘルパー組織の充実等酪農経営を支える営農支援システム整備の話題が相次いで取り上げられている。担い手の確保でも、第三者継承や農業専門学校との連携などの取組みも進められている。今回の取材では、別海町の酪農を未来につないでいこうという関係者の強い思いや戦略に触れることができた。

◇　◇　◇

別海町役場には、資料や写真の提供、原稿の確認など多くの協力をいただきました。お礼申し上げます。

一般社団法人北海道地域農業研究所
特別研究員　三津橋　真一

掲示板

研究会・研修会等への報告者・講師の派遣
（平成29年4月～6月）

○「食農連絡会学習集会」
主　催　食農連絡会
と　き　平成29年4月1日
テーマ　TPP反対運動と政府の姿勢を振り返る
講　演　飯澤　理一郎
（当研究所・所長）

○「JICA中央アジア地域農民組織化」
主　催　JICA北海道
と　き　平成29年5月15日
テーマ　日本の農業政策―変遷と国際化への対応
講　演　飯澤　理一郎
（当研究所・所長）

○「JICA中央アジア地域農民組織化」
主　催　JICA北海道
と　き　平成29年5月17日
テーマ　北海道における農産物の流通の仕組み
講　演　飯澤　理一郎
（当研究所・所長）

○「平成29年度営農企画能力開発研修」
主　催　一般財団法人　北海道農業協同組合学校
と　き　平成29年5月29日
テーマ　地域農業改革推進方策としての「6次産業化」
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「第一一一回村づくり・人づくり報徳研修会」
主　催　一般財団法人　北海道報徳社
と　き　平成29年6月2日
テーマ　報徳仕法の近代性に学ぶ
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

○「北大農学部農業経済学科移行生に対する講義」
主　催　北海道大学農学部農業経済学科
と　き　平成29年6月15日
テーマ　北大農学部の移行生の皆さんに伝えたい　世界の食料事情、貿易交渉、農政改革、北海道農業のこと
講　演　入江　千晴
（当研究所・常務理事）

○ベトナム「JICA農民参加型用水管理コース」
主　催　北海道美土里ネット
と　き　平成29年6月26日
テーマ　北海道における6次産業化の取り組みとその意義
講　義　黒澤　不二男
（当研究所・顧問）

編集後記

◆特別講演会では、東大の中嶋康博教授から、農産物と食品の認証制度について講演いただいた。安全な農産物の提供のために農業者が守っている法律をパッケージ化したものがGAP。人を雇い分業化が進む農業経営の作業点検に効果的。担い手やJA生産部会は、当たり前にやっていることの点検のために、まずは「GAPをする」から始めよう。

◆EUとのEPA交渉が大枠合意した。ソフト系チーズではTPP合意内容を上回る譲歩となり、やり切れなさが募る。農畜産物の内外価格差を埋める手法を、関税から国内対策へと重心を移すにしても、納税者負担型農政には何十年に渡る農業者と消費者間の交流の取組みが欠かせない。荒川教授の「北海道農業への提言」はその大切なヒントを与えてくれる。

◆仏の新大統領に市民運動出身のマクロン氏が就任。総選挙でも二大政党に属さないマクロン新党が躍進。果たして独一人勝ちのEU経済を改革できるか?世界の資本主義経済の今と未来を眺めた「所長の直言」をぜひお読みください。

◆JR北海道が線路の半分（一、二三七㎞。一〇路線・一三区間）を単独では維持困難と発表。三年後には恒常的な赤字に転落するという。国は本道の鉄道事業の赤字補てんに六、八二二億円の基金を創設。しかし、金利低下で運用益が激減し、不足分の累計は四、三〇〇億円にのぼる。欧州では鉄路やトンネルを国が所有する。わが国には国道や道道がある。札幌一極集中を変える将来構想と鉄路維持への特別対策が望まれる。

（入江　千晴）

DATA FILE

関連事項／DATA

北海道信用農業協同組合連合会
〒060－0005
札幌市中央区北４条西１丁目１番地
☎　011（232）6120
Fax 011（232）6851

東京大学大学院農学生命科学研究科
〒113－8657
東京都文京区弥生１－１－１

札幌保健医療大学
〒007－0894
札幌市東区中沼西４条２丁目１番15号
☎　011（792）3350
Fax 011（792）3358

北海道大学大学院農学研究院
〒060－8589
札幌市北区北９条西９丁目
☎　011（716）2111

別海町役場
〒086－0205
野付郡別海町別海常盤町280番地
☎　0153（75）2111
Fax 0153（75）2497

一般社団法人　北海道地域農業研究所
〒060－0806
札幌市北区北６条西１丁目４番地２
ファーストプラザビル７階
☎　011（757）0022
Fax 011（757）3111
HP : http : //www.chiikinouken.or.jp
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリント株式会社

本　社
〒064－0916　札幌市中央区南16条西９丁目
TEL（011）531－4711　　FAX（011）530－2549
URL : http : //www. fujiprint. co. jp/

東京支店
〒102－0072　東京都千代田区飯田橋3－11－20　山田ラインビル2　4階
TEL（03）3261－2613　　FAX（03）5211－8235

たいせつにします プライバシー
16190215(02)

地域と農業 第106号 Jul. 2017 Summer 発行人 伊藤 則明 編集人 入江 千晴 発行所 一般社団法人 北海道地域農業研究所 札幌市北区北6条西1丁目4番地2 Tel〇一一(七五七)〇〇二二

ゆめぴりか
〈上育453号〉
北海道米の新たなブランド
形成協議会認定

は、
選ばれた
ゆめぴりかにだけ
ついています。

本来のおいしさをお届けするため、「ゆめぴりか」には品質基準を定めています。タンパク値を基準以下に抑えるなどすべての基準をクリアできた「ゆめぴりか」にだけつけられるのがこの認定マーク。生産者が守り続ける、確かな品質の証です。

北海道 米 LOVE
北海道米販売拡大委員会
www.yume-pirika.jp 北海道米 検索